

第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画(案)

千代田区

目 次

第1章 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって	1
1.資源循環及び廃棄物処理を取り巻く状況	1
2.気候変動	2
3.海洋ごみ問題	3
4.近年の国や東京都の動き	4
5.ごみ削減の必要性	5
第2章 計画策定の基本的な考え方	6
1.計画策定の趣旨	6
2.計画の位置づけ	7
3.計画の期間	8
4.対象となる廃棄物	9
第3章 区のごみの現状について	10
1.千代田区の概況	10
(1)人口・世帯の推移	10
(2)住居形態の状況	12
(3)外国人人口の推移	12
(4)産業の状況	13
(5)訪日外国人観光客の状況	15
2.千代田区のごみ排出量の現状	16
(1)総排出量(ごみ+資源)の推移	16
(2)ごみ排出量の推移	17
(3)区全体のごみ量の内訳	19
(4)事業用大規模建築物の排出量	19
3.第4次計画の達成状況	22
(1)数値目標の達成状況	22
第4章 区のごみの課題	24
1.家庭系ごみの課題	24

2.食品ロス	24
3.事業系ごみ	25
4.インバウンドへの対応	26
5.区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発	27
6.ねずみやカラス等への対策.....	27
7.災害廃棄物	28
第5章 基本方針と目標値	29
1.目指す都市像(基本理念).....	29
2.意義と基本方針	29
3.目標値	32
(1)排出量の推計.....	32
(2)目標値	33
第6章 「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」実現に向けて	36
1.施策体系	36
2.1 ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	38
(1)廃棄物の発生抑制	38
(2)リユース・修理の推進.....	39
(3)メーカー等への要請	39
(4)不適正排出の管理.....	40
(5)ねずみやカラス等への対策	41
3.2 資源循環の更なる促進.....	42
(1)リサイクルと資源回収の拡充	42
(2)施設および機能の充実.....	43
(3)その他の資源循環施策.....	44
4.3 ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	46
(1)コミュニティおよび協働の推進	46
(2)教育と普及啓発.....	47

(3)情報発信の強化.....	48
5.4 事業系ごみの更なる削減	50
(1)事業系の紙ごみや生ごみの削減.....	50
(2)事業者への対応.....	51
第7章 適正なごみ処理の推進	53
1.収集・運搬計画	53
(1)分別区分	54
(2)排出ルール・分別徹底の指導強化	54
(3)効率的な収集運搬体制の整備.....	55
(4)災害時の適正処理の確保.....	55
2.中間処理・最終処分計画.....	55
(1)可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理.....	55
(2)最終処分	56
(3)資源物の中間処理.....	56
(4)適正処理困難物への対応.....	56
3.区の実施体制の整備	56
(1)清掃事務所機能の検討	56
(2)執行体制の整備.....	56
第8章 計画の進行管理	57
1.推進体制	57
(1)区民・事業者・区の役割	57
(2)千代田みらいくる会議の活用.....	58
(3)一般廃棄物減量等推進審議会の活用.....	58
2.計画の進行管理.....	58
第9章 生活排水処理基本計画	60
1.現状	60
2.取り組み	60

第1章 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

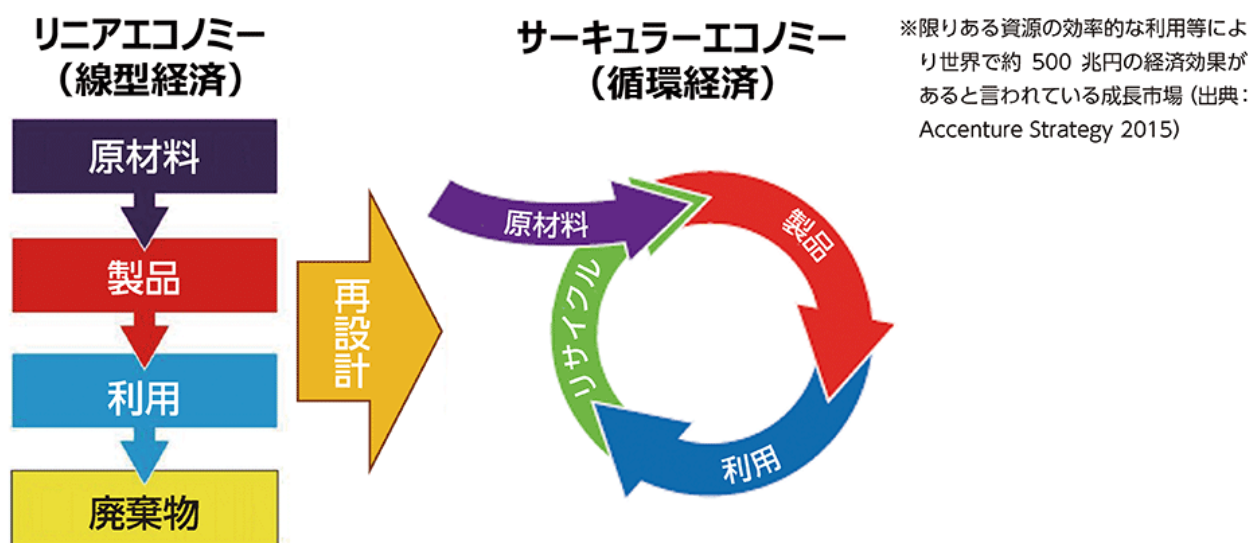
1.資源循環及び廃棄物処理を取り巻く状況

高度経済成長期以降、日本では経済活動が急速に拡大し、それに伴って廃棄物の量も大幅に増加しました。この結果、廃棄物を埋め立てる最終処分場がひっ迫し、廃棄物の処理は深刻な課題となっています。かつての「資源を採掘し、製品を作り、不要になれば捨てる」という直線的な経済モデルは、資源の有限性や環境への負荷を考慮すると持続可能ではなくなっています。

地球環境は、人類の存続基盤そのものであり、その保全は次世代に向けた最も重要な責務です。これに対応するためには、モノの作り方、売り方、そして消費者としての買い方にも変革が求められています。従来の「線型経済(リニアエコノミー)」における一方向的な消費から、モノの使用後に再利用やリサイクルを取り入れる「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換が急務です。

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。この考え方に基づく取り組みにより、資源の枯渇を防ぐとともに、温室効果ガスの排出削減や廃棄物の発生抑制といった環境保全の取り組みが強化されます。さらに、循環経済(サーキュラーエコノミー)を実現するためには、企業や自治体が連携し、持続可能な経済成長を実現するための新たなビジネスモデルの構築も必要不可欠です。

このような視点から、今後は資源循環の強化と廃棄物処理の効率化を進め、地域や国全体で持続可能な未来を築くための取り組みが求められています。



資料:環境省

2.気候変動

気候変動は、地球規模での環境問題として、人類が直面する最も深刻な課題の一つです。これに対し、国際的な枠組みとして平成 27(2015)年に採択されたパリ協定は、気温上昇を産業革命以前と比べて 2 度未満に抑え、1.5 度未満を目指すことを目標としています。各国はこれに基づき、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを強化しています。また、令和5(2023)年3月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は第6次評価報告書(AR6)を発表し、1.5 度目標を達成するためには、令和 17(2035)年までに世界全体で温室効果ガス排出量を令和元(2019)年比で 60%削減する必要があると指摘しました。この報告書は、各国の気候変動対策の強化を促す重要な指針となっています。

さらに、令和5(2023)年 11 月から 12 月にかけてアラブ首長国連邦のドバイで開催された第 28 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)では、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗状況を評価する初の「グローバル・ストックテイク(GST)」が実施されました。この評価により、現状では 1.5 度目標達成に向けた取り組みが不十分であることが明らかになり、各国は更なる行動強化の必要性があるとされています。また、令和6(2024)年 11 月に欧州連合(EU)の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」は、令和6(2024)年の世界平均気温について、産業革命前と同程度の 1850～1900 年の推定平均気温と比べ上昇幅が 1.55 度を超える見通しで、初めて 1.5 度を上回る年となることがほぼ確実だと発表しています。

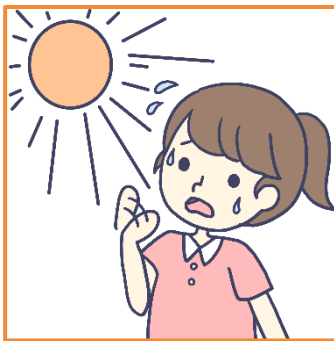
気候変動とその影響

自然への影響



洪水・暴風雨など

気温への影響



猛暑の増加など

経済に与える影響



今後5年間で5兆ドル
の経済損失の可能性

人々の健康に与える影響



熱中症の増加、
感染症の拡大など

日本も、令和 32(2050)年までにカーボンニュートラルを達成することを目指し、さまざまな施策を推進しています。国全体で温室効果ガス排出削減を図り、産業やエネルギー部門における脱炭素化を進めるだけでなく、地域レベルでも具体的な取り組みが進行中です。例えば、東京都は「ゼロエミッション東京」を掲げ、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指しています。

この目標に向け、エネルギーの効率化や再生可能エネルギーの普及を進めるとともに、交通や建築物などの分野でも排出削減のための対策が講じられています。千代田区においても令和3(2021)年11月に「千代田区気候非常事態宣言」を表明し、令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロを目指す「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げています。

一方、廃棄物処理も気候変動に大きな影響を与える要因の一つです。廃棄物の焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減は、非常に重要です。廃棄物処理施設からのデータを分析すると、焼却時に発生する二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの温室効果ガスが、全体の排出量に少なからず寄与していることがわかります。これに対応するためには、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の「3R」戦略を強化し、廃棄物自体の発生を抑制するとともに、処理過程でのエネルギー効率向上が求められます。

また、廃棄物処理施設には、高度な技術導入によるエネルギーの回収や、バイオガスの生成といった取り組みが進められており、これらも気候変動対策として重要な役割を果たしています。今後、国や自治体、企業が連携し、気候変動に対処するための総合的なアプローチを構築することが急務です。

3.海洋ごみ問題

海洋ごみ問題は、世界的に深刻化している環境課題の一つです。海洋には毎年数百万トンものプラスチックやその他の廃棄物が流れ込み、これが海洋生態系や人間社会に多大な影響を及ぼしています。海洋研究開発機構のまとめなどによると、特にプラスチックごみの問題が大きく、これが海洋生物に与える影響は深刻です。海洋に漂うプラスチックは、時間とともに微細なマイクロプラスチックへと分解され、海洋生物が誤って摂取することで、生態系に悪影響を及ぼしています。これらのプラスチックは食物連鎖を通じて人間にも影響を与える可能性があり、健康リスクも懸念されています。また、同機構が今年度に発表したデータでは、海洋に流出したプラスチックごみが波などの作用で砕かれて直径5ミリ以下になった「マイクロプラスチック」が、千葉県房総半島沖の水深4,900メートルの海域に年間2.8万トン流れ込んでいるとの分析を発表しています。

世界では、この問題に対処するためのさまざまな取り組みが進められています。国連環境計画(UNEP)をはじめとする国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)が協力し、海洋プラスチック削減のための対策を講じています。例えば、プラスチック製品の削減やリサイクルの促進、海洋ごみの回収プロジェクトが進行中です。特に、EUは使い捨てプラスチック製品の禁止を打ち出し、国際的なリーダーシップを発揮しています。令和5(2023)年のG7広島サミットにおいては、日本政府がリーダーシップを取り、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにすることに合意しました。

日本でも、海洋ごみ問題への関心が高まっており、国や自治体は海洋プラスチックごみ削減のための具体的な行動を進めています。国は「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物の適切な管理やリサイクルの推進に取り組んでいます。また、国内の地域社会では、海岸清掃や海洋保護活

動に参加する市民のボランティア活動も盛んになっています。こうした取り組みは、海洋ごみの発生抑制だけでなく、海洋の美しさと生態系を守るための重要な一歩となっています。

海洋ごみ問題を根本的に解決するには、廃棄物の発生源である陸上での対策も必要です。特に、河川を通じて海に流れ込むプラスチックごみを抑制するため、都市部でのごみ管理の改善や、使い捨てプラスチック製品の使用削減が求められています。さらに、企業や個人の意識を高め、持続可能な消費・生産モデルへの転換が、海洋ごみ問題の長期的な解決に繋がります。

この問題は、世界中の海を共有する私たち全員に責任があり、未来の世代へ健康な海洋環境を残すための取り組みを加速することが不可欠です。

4.近年の国や東京都の動き

近年、環境保全と廃棄物に関する国や都の動きは、持続可能な社会の実現に向けて加速しています。国では、カーボンニュートラル達成を目指し、廃棄物の削減や資源の循環利用を強化するために、さまざまな法令改正や施策を進めています。特に、プラスチック資源循環促進法(プラスチック新法)は令和 4 (2022)年に施行され、これにより、使い捨てプラスチックの削減や再資源化の推進が法的に義務付けられました。これに基づき、企業や自治体はプラスチック製品の削減やリサイクルシステムの整備に取り組んでいます。

また、廃棄物処理法に関しても改正が行われ、廃棄物の適正処理をより一層強化する動きが見られます。廃棄物の不法投棄や不適正処理に対する罰則が強化され、事業者にはより厳しい廃棄物管理が求められるようになっていきます。さらに、自治体に対しても廃棄物の分別やリサイクルの促進に向けた新たな指導や管理体制の整備が求められています。

加えて、食品ロス削減推進法の施行や、災害廃棄物に対する処理体制の強化も重要な動きです。食品ロスに関しては、食品の適正な管理や寄付の奨励、賞味期限・消費期限の見直しなどが進められ、廃棄量の削減を目指しています。また、災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適切に処理するためのガイドラインが改定され、各自治体はその実施に向けた備えを強化しています。

東京都では、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」を目指し、環境関連の施策を強化しています。その中で、資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置づけ、3R の推進、プラスチック対策、食品ロス対策を戦略の柱とし、令和 32(2050)年に目指すべき姿として、食品ロス発生量を実質ゼロにすることや二酸化炭素(CO₂)実質ゼロのプラスチック利用を掲げています。

このように、国や東京都の動きは、脱炭素化や循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に向けた法令改正や新たな施策を中心に展開しており、これらの取り組みが今後も進化していくものと考えられます。

5.ごみ削減の必要性

ごみの削減は、私たちの日常生活において非常に身近な課題です。東京23区では、毎日多くのごみが清掃工場で焼却処理され、その費用は区民の皆様が支払う税金からまかなわれています。収集や運搬、焼却、埋め立てなどの工程すべてに経済的な負担が生じます。令和5(2023)年度の区民1人当たりがごみ処理に費やした費用は約25,000円となっているなど、実際に、ごみの処理には膨大なコストがかかります。

また、東京23区清掃一部事務組合の清掃工場も更新時期にきており、今後の更新費用も膨大なものとなります。私たちが日常生活で出すごみの量を減らすことで、こうしたインフラへの負担も軽減されます。特に本区では、区内に清掃工場が設置されていないため、ごみの収集・運搬に他区に設置された施設を利用する必要があり、その分運搬コストの増加や周辺住民への環境負荷等が高まります。区民全体で努力しなければ、ごみ処理にかかる負担がさらに増大し、将来的には処理費用の増加が私たちに直接跳ね返ってくる可能性があります。

さらに、最終処分場の問題も深刻です。東京都の公式見解によれば、現在の最終処分場の残りの使用可能年数は約50年とされています。このまま大量のごみを出し続ければ、処分場の枯渇が現実の問題として迫ってきます。

また、ごみ問題は気候変動にも関連しています。焼却処理時に発生する二酸化炭素(CO₂)やメタンガスなどの温室効果ガスは、気候変動を引き起こす要因の一つです。廃棄物を処理する際に発生する温室効果ガス(環境省によると、令和4(2022)年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は36,683kt(二酸化炭素(CO₂)換算)で、日本全体の総排出量の3.2%を占めています。)が、地球温暖化を加速させていることは広く知られています。このようなことから、区民一人一人が積極的にごみ削減に取り組むことが求められています。このままでは、私たちの子どもや未来の世代が深刻な環境問題に直面することになります。

このような状況の中で、私たちができることは「3R(リデュース、リユース、リサイクル)」を推進することです。まず、ごみを出さないようにする「リデュース(発生抑制)」、使えるものは再利用する「リユース(再利用)」、そしてリサイクルできるものは資源として循環させる「リサイクル(再資源化)」の実践が不可欠です。このまま手をこまねいては、私たちが持続可能な社会を実現することは難しく、将来の資源不足や環境破壊が現実のものとなってしまいます。

世界ではすでにサステナビリティ(持続可能性)の確保が重要視されており、循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が進められています。私たち区民も、この世界的な流れを受け入れ、ごみ削減に取り組む必要があります。ごみを減らすことは、私たちの生活を守り、未来の地球を守るために欠かせない行動です。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条に基づき、区民・事業者・行政が連携して循環型社会の形成に貢献するための指針として、「千代田区一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定してきました。令和6(2024)年度においては、社会情勢や環境の変化に対応し、より効果的で持続可能な廃棄物処理体制を構築するために、第5次基本計画を策定します。

前回の第4次基本計画(平成 29(2017)年度策定)以降、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化してきました。国では、令和元(2019)年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4(2022)年度に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、これに伴い本区でも3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基盤に、資源循環をさらに推進する必要性が高まっています。

特に本区は、プラスチック資源循環促進法が施行される以前から、23区内では先駆けてプラスチック製品の資源回収を積極的に実施してきました。平成 24(2012)年度からは、容器包装プラスチックに加え、容器包装以外のプラスチックの資源回収を開始し、さらには使用済み小型家電の拠点回収を含む、ごみの減量・資源化に向けた先進的な取り組みを展開してきました。

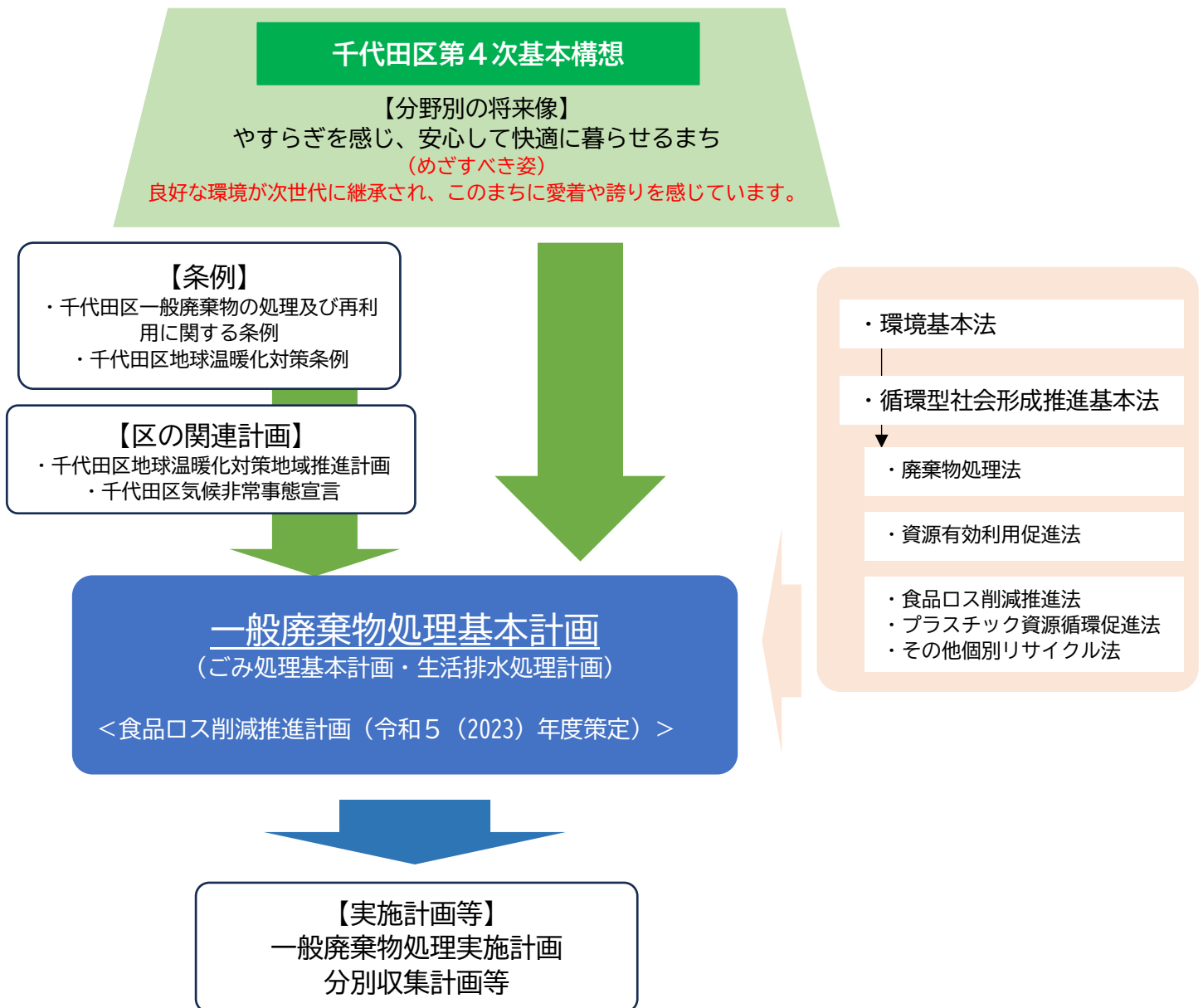
また、令和 32(2050)年度カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策、デジタル技術の活用、少子高齢化の進行など、廃棄物処理に関連する社会的課題も複雑化しています。本計画では、本区が引き続き地球全体の環境保全に貢献できるよう、持続可能な都市づくりを目指して、区民と事業者の協働による廃棄物の適正処理と資源化の推進を進めます。

さらに、次の世代に引き継ぐことができる循環型社会の実現に向けた取り組みを、計画的かつ総合的に進めるため、第4次計画の成果と課題を踏まえつつ、新たな社会的ニーズや技術革新に対応した施策を盛り込みます。

2.計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第6条第1項に基づき、区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「千代田区第4次基本構想」を上位計画とし、整合を図りながら総合的・一体的推進を目指します。また、「食品ロス削減推進計画」を令和5(2023)年度に策定しており、合わせて廃棄物の削減と循環型社会の実現を目指します。

また、本計画の推進により、令和3(2021)年11月に区が表明した「千代田区気候非常事態宣言」に掲げた令和32年までに二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に資するものとします。



3.計画の期間

第5次一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という)の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までです。また、令和11(2029)年度を中期目標年度とします。

なお、本計画は、計画で掲げた数値目標や施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、概ね5年ごと及び諸条件、法制度、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行います。

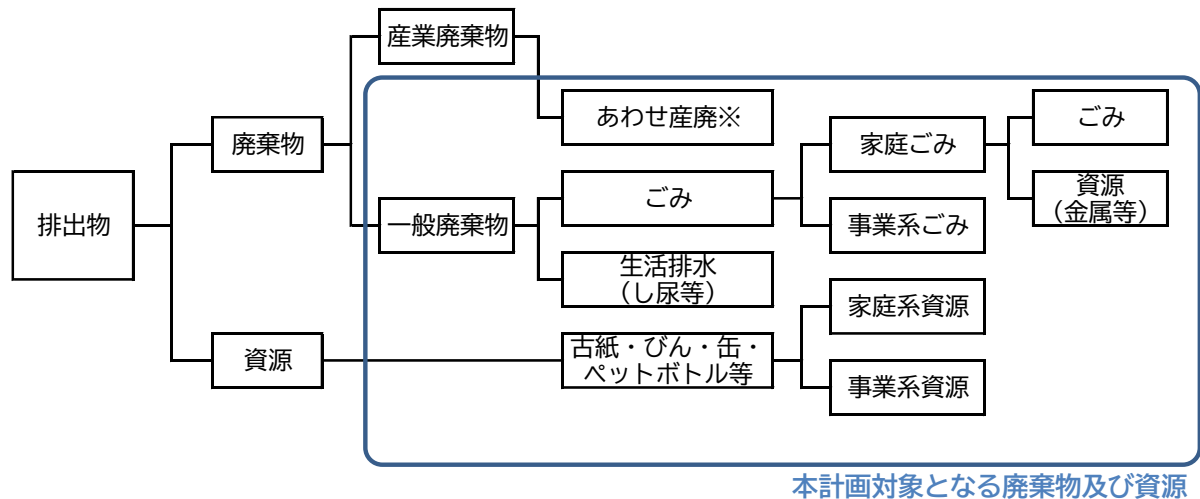
また、計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていきます。

(年度)										
2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
計画策定	初年度									
					中間目標年度 計画見直し					最終年度

4.対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物(ごみ・生活排水)、あわせ産廃及び資源が対象となります。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。



※あわせ産廃とは、一般廃棄物と産業廃棄物を一緒に処理する方法で、「みなし一般廃棄物」とも呼ばれます。通常、事業系一般廃棄物と産業廃棄物は分別が必要ですが、分別が困難な場合や少量の産業廃棄物が混じる場合には、市区町村が認めれば例外的にまとめて処理できることがあります。

～コラム～ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの世界目標のことで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。その中で、特に『目標12：作る責任 使う責任』は持続可能な生産と消費のための重要な指針を示しており、目標達成に向けて、ごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルなどの3Rの推進も求められています。本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、資源循環型社会の構築に向けた施策を推進していきます。

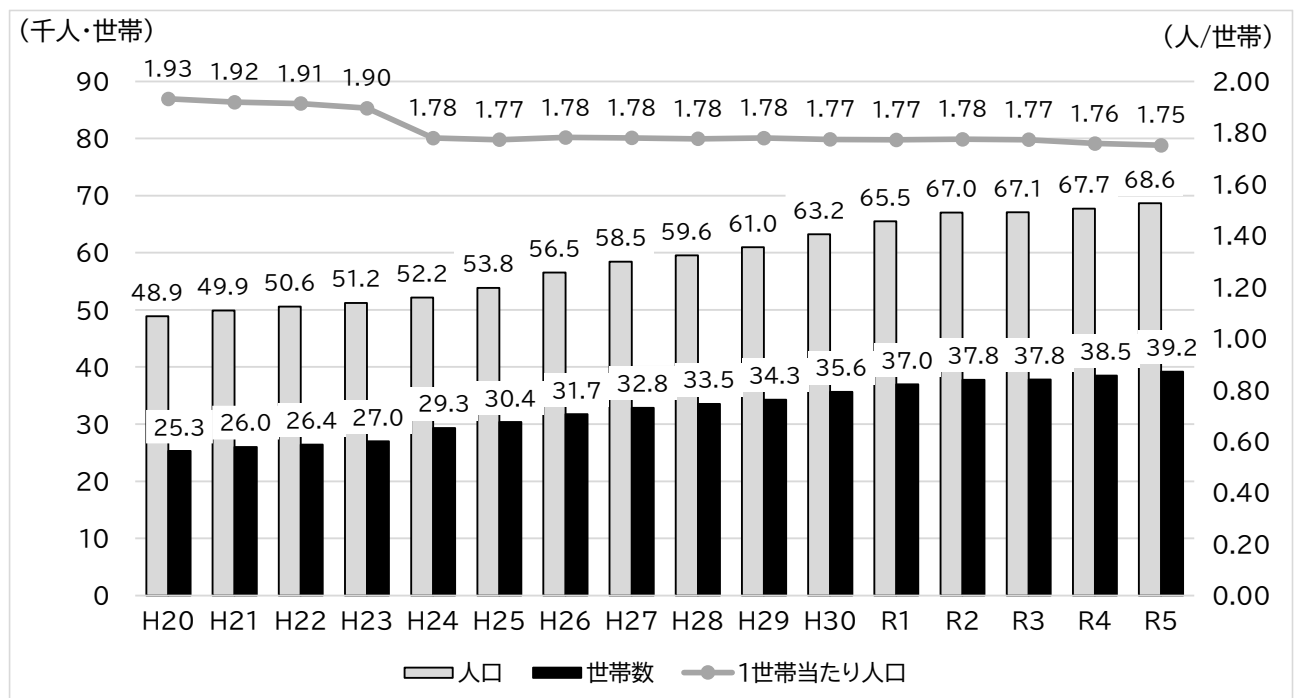


第3章 区のごみの現状について

1. 千代田区の概況

(1) 人口・世帯の推移

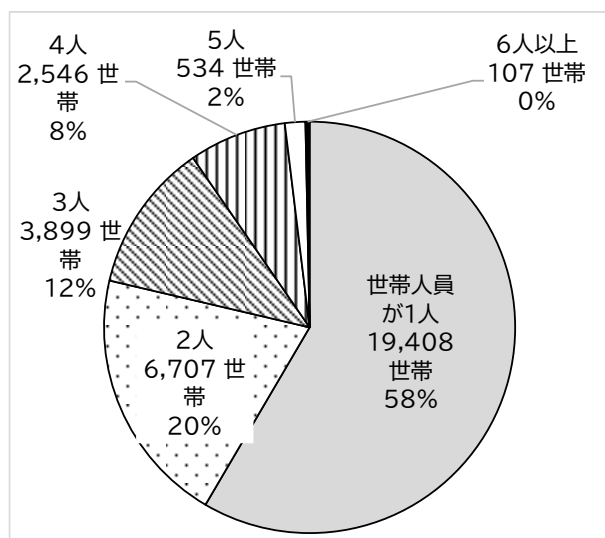
本区の人口は、平成 20(2008)年度以降増え続けており、平成 20(2008)年度は 48,873 人でしたが、令和 5(2023)年度には 68,648 人となり、約 41%増加しています。また、世帯数も人口と同様に増加しており、平成 20(2008)年度は 25,294 世帯でしたが、令和 5(2023)年度は 39,195 世帯となり、約 55%増加しています。一方、1世帯当たりの人口は減少傾向であり、令和 5(2023)年度の1世帯当たりの人口は 1.75 人となっています。



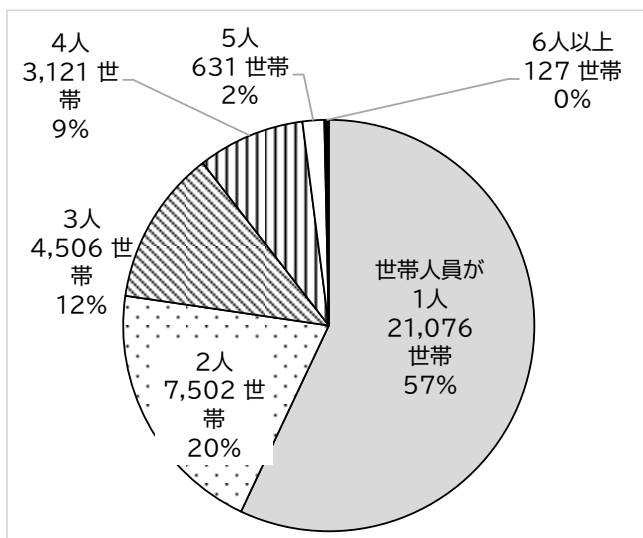
資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

図3-1 人口と世帯数の推移

世帯人員の構成は、令和2(2020)年の国勢調査によると、1人世帯が最も多く全体の約57%を占めており、次いで2人世帯が約20%と続いています。この傾向は平成27(2015)年時点とほぼ同様の割合となっています。



【平成 27(2015)年】

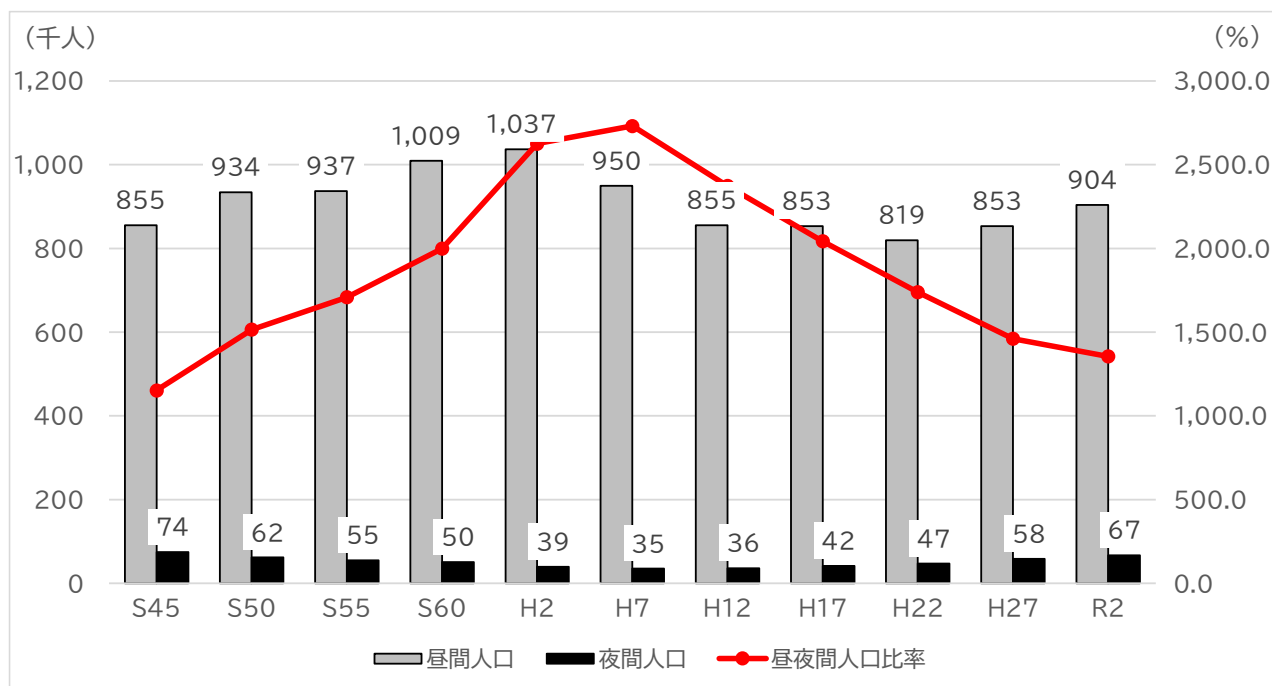


【令和 2 (2020)年】

資料:国勢調査

図3-2 世帯人員の構成の推移

昼間人口は、平成2(1990)年の1,036,609人をピークに減少傾向で推移していましたが、平成22(2010)年以降再び増加に転じており、令和2(2020)年には903,780人となっています。一方、昼夜間人口比率に関しては、夜間人口が増加している影響もあり、平成7(1995)年の約2,731%をピークに減少しており、令和2(2020)年には約1,355%と半減しています。しかしながら本区の昼夜人口比率は全国の中では飛びぬけた高い値となっています。(参考:令和2(2020)年の他都市の昼夜人口比率【福島県大熊町 589%、大阪市中心部 433%、中央区 374%、港区 373%、名古屋市中区 316%】※千代田区を含めた上位6自治体)

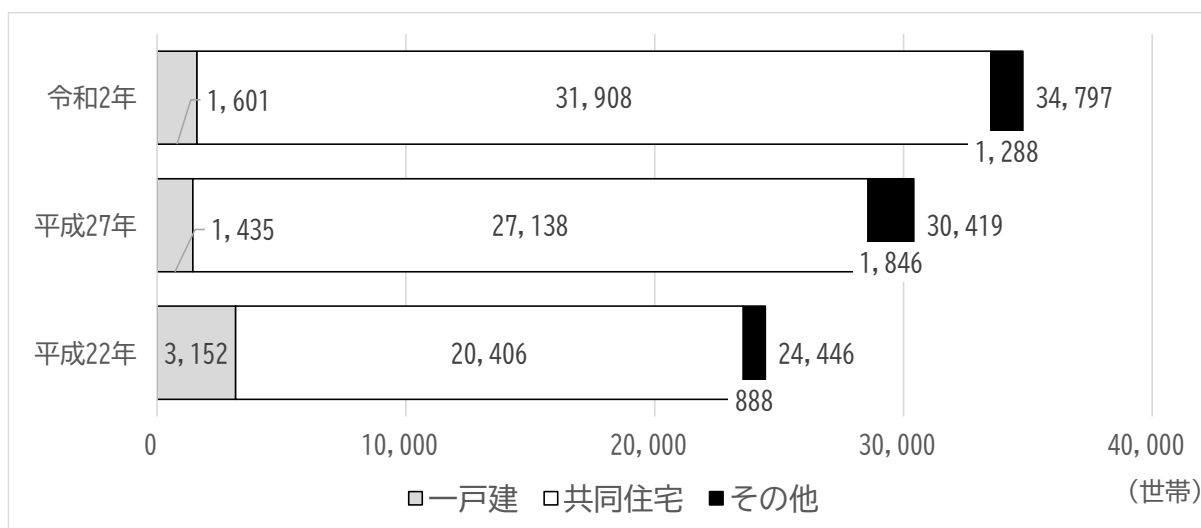


資料:国勢調査

図3-3 昼間人口、夜間人口の推移

(2)住居形態の状況

住宅形態は、年々共同住宅が増加しており、令和2(2020)年は約 3.2 万世帯であり、全世帯の9割以上(91.7%)を占めている状況です。

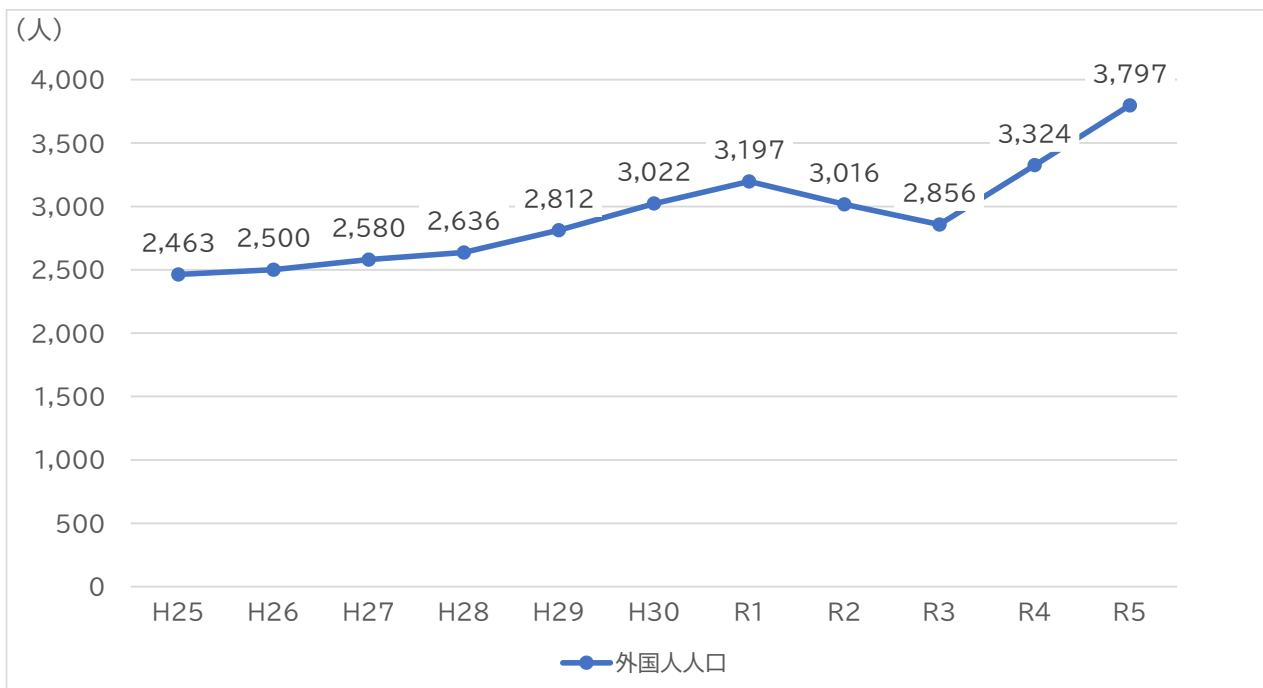


資料:国勢調査

図3-4 住宅形態の推移

(3)外国人人口の推移

本区の外国人人口は、令和元(2019)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で一旦は減少していましたが、令和4(2022)年度は再び増加に転じ、令和5(2023)年度で 3,797 人となっており、これは区の総人口の約 5.5%を占めています。



資料:住民基本台帳のデータを基に作成(各年度 10 月 1 日現在)

図3-5 外国人人口の推移

(4)産業の状況

令和3(2021)年の本区と23区の従業者規模別従業者数を図3-6に示します。従業者100人以上の構成比は、本区は全体の67.5%で23区の48.6%を大きく上回っており、本区では大規模事業者が多いことが伺えます。

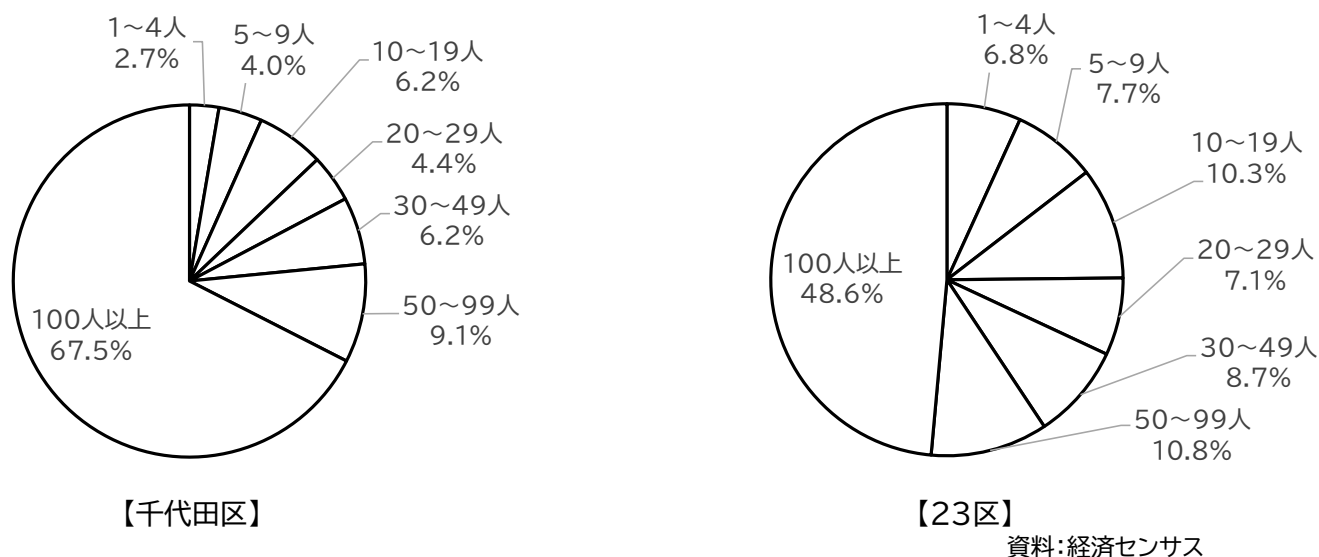
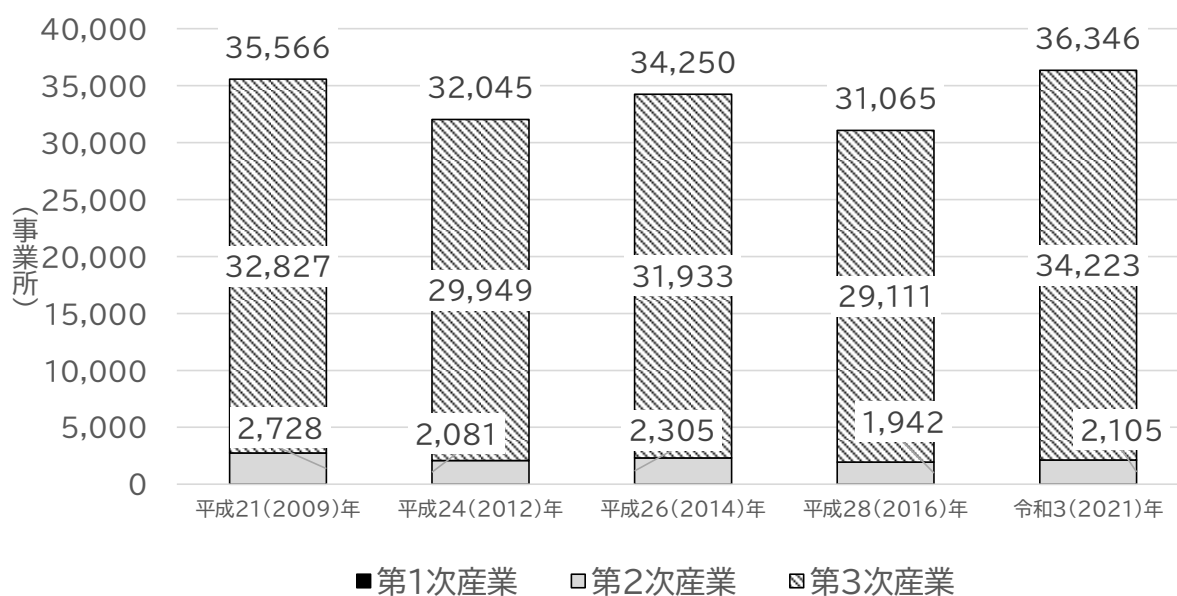


図3-6 従業者規模別の従業者数(令和3(2021)年)

図3-7では事業所数の推移を示しています。本区の事業所数の90%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています。また、事業所数全体では年々増加傾向にあり、令和3(2021)年は36,346事業所であり、平成21(2009)年から780事業所増加しています。

(単位：事業所数)

項目	H21 (2009)	H24 (2012)	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全業種 (公務、事業内容等不詳を除く)	35,566	32,045	34,250	31,065	36,346
農林漁業	11	15	12	12	18
第1次産業	11	15	12	12	18
鉱業、採石業、砂利採取業	8	2	23	13	11
建設業	940	863	893	833	918
製造業	1,780	1,216	1,389	1,096	1,176
第2次産業	2,728	2,081	2,305	1,942	2,105
電気・ガス・熱供給・水道業	43	44	51	44	218
情報通信業	3,590	2,924	2,863	2,666	3,692
運輸業、郵便業	565	533	535	513	588
卸売業、小売業	8,159	7,866	8,246	7,810	7,889
金融業、保険業	1,280	1,259	1,470	1,423	2,138
不動産業、物品賃貸業	2,605	2,359	2,485	2,249	3,443
学術研究、専門・技術サービス業	5,821	5,158	5,238	4,636	5,734
宿泊業、飲食サービス業	4,331	4,015	4,269	3,873	3,340
生活関連サービス業、娯楽業	1,101	964	1,029	907	929
教育、学習支援業	565	495	616	522	725
医療、福祉	1,032	1,015	1,230	1,086	1,225
複合サービス事業	75	70	64	59	63
サービス業(他に分類されないもの)	3,425	3,247	3,589	3,323	3,970
公務	235		248		269
第3次産業	32,827	29,949	31,933	29,111	34,223



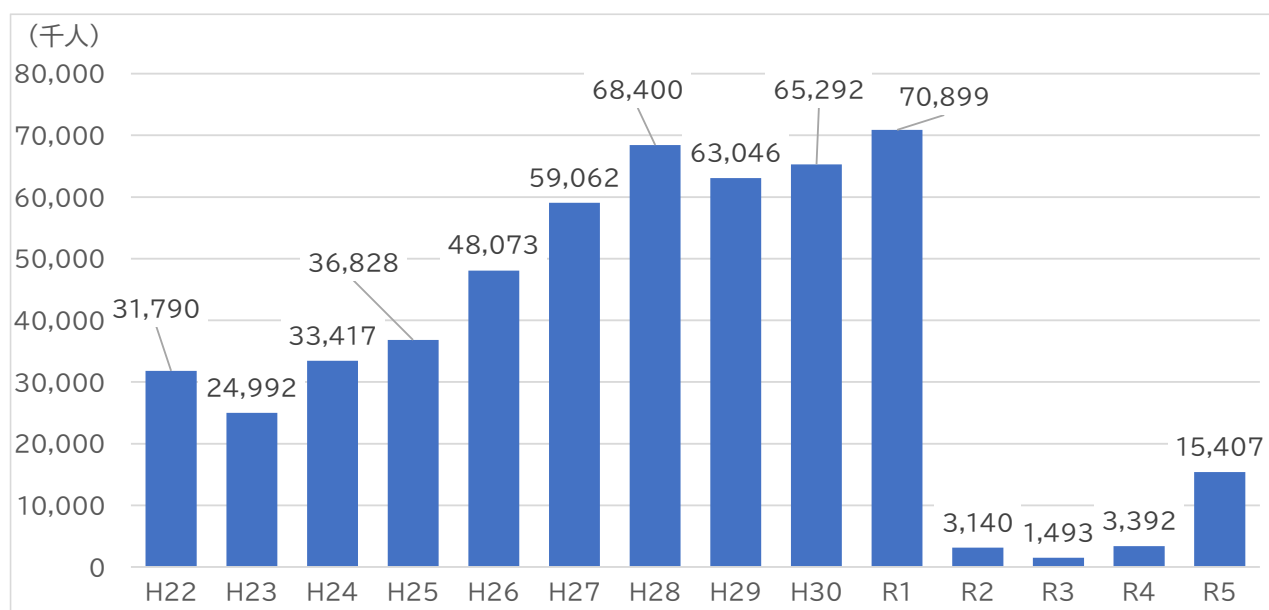
資料：H24.H28 年経済センサスー活動調査(公務は含まず)、H21.26.R3 年経済センサスー基礎調査

図3-7 事業所数の推移

(5)訪日外国人観光客の状況

東京都を観光で訪れる外国人は、コロナ禍前までは年々増加しており、令和元（2019）年度には約7,000万人の観光客が訪れていました。令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しましたが、今後は再び増加することが考えられます。

本区においては、外国人観光客に人気のある秋葉原等があり、今後も多くの外国人が訪れることが予測されます。



資料：東京都観光客数等実態調査（東京都産業労働局）

図3-8 訪日外国人観光客の推移（東京都全体）

2.千代田区のごみ排出量の現状

(1)総排出量(ごみ+資源)の推移

過去 10 年間の総排出量(ごみ+資源)の実績を図3-9に示します。

総排出量は、平成 30(2018)年度までは増加傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度以降新型コロナウイルス拡大の影響による事業系ごみの大幅な減少の影響で、令和元(2019)年度から令和 2(2020)年度にかけて約 27%減少しています。その後は徐々に増加傾向で推移していますが、令和 5(2023)年度の総排出量は約 16 万トンでピーク時の平成 30(2018)年度の約 21 万トンよりはかなり少ない状況となっています。

資源化率(資源量÷総排出量)に関しては、平成 26(2014)年度以降 60%前後の横ばいで推移しています。

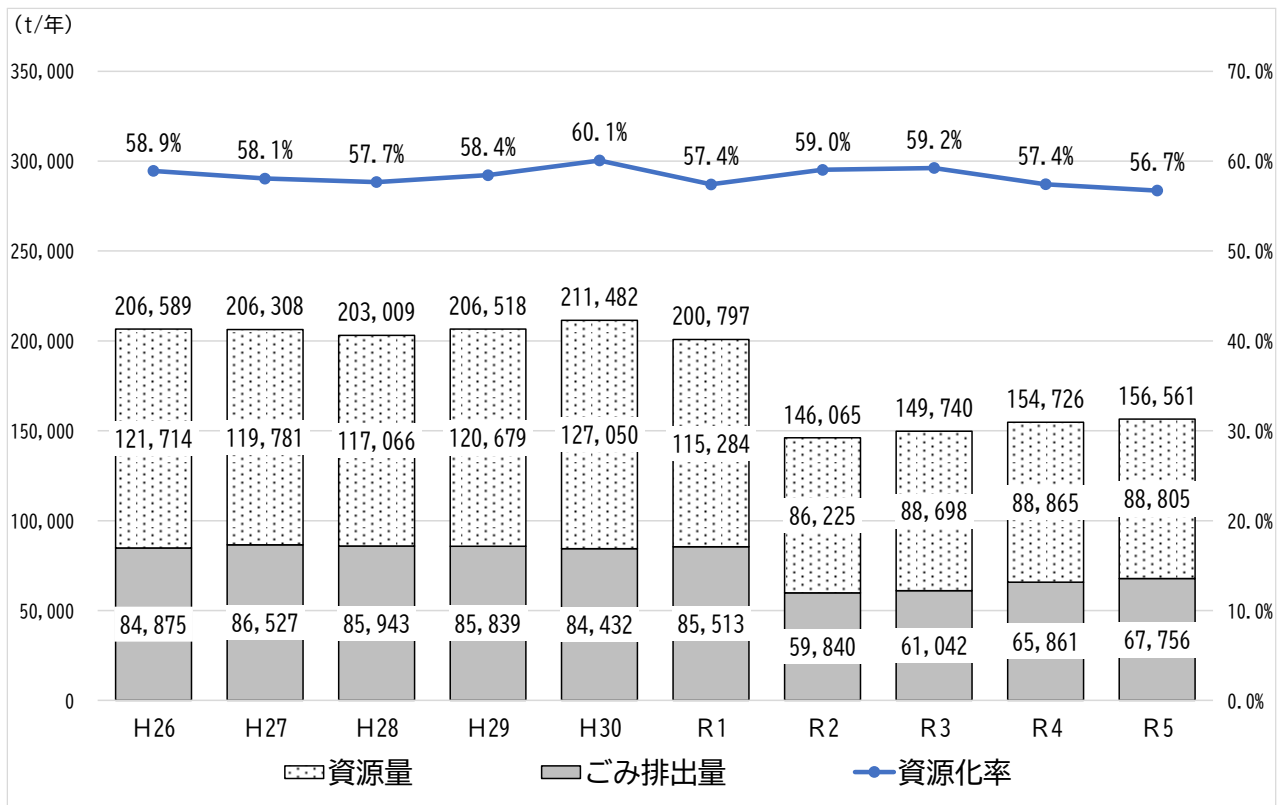


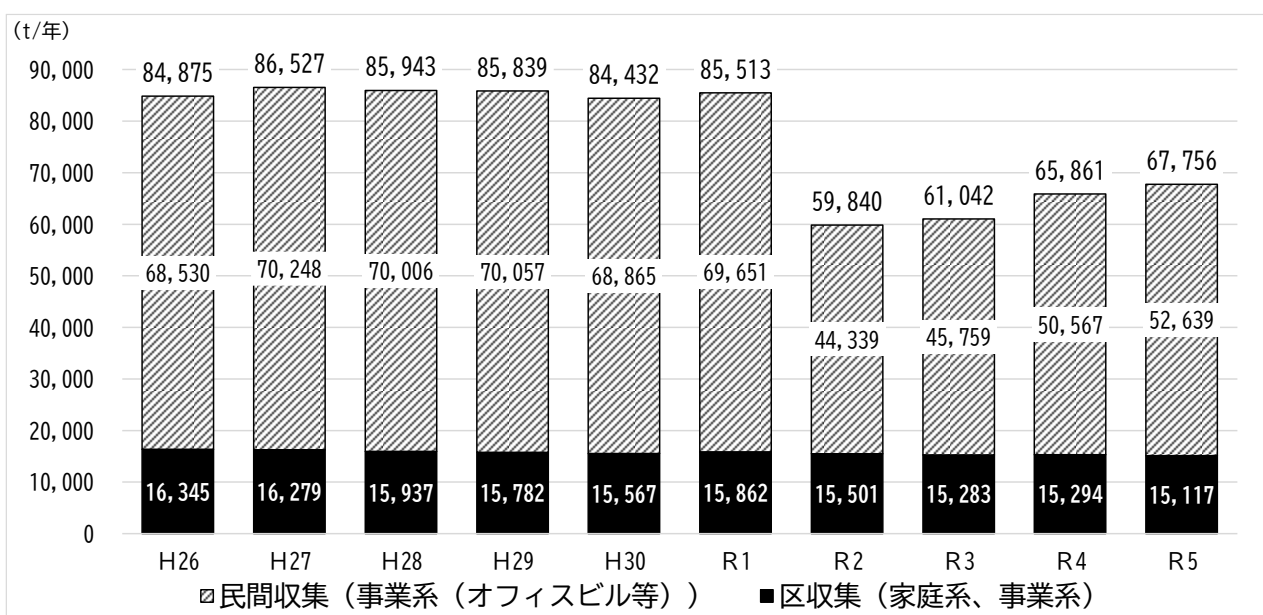
図3-9 種類別排出量の推移

(2)ごみ排出量の推移

①収集区分別のごみ排出量の推移

過去 10 年間の収集区分別のごみ排出量の実績を図3-10 に示します。

ごみ排出量は、令和元(2019)年度までは横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2(2020).3(2021)年度は民間収集のごみが大きく減少した影響で、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて 30%減少しています。その後は、民間収集ごみは徐々に増加傾向に転じていますが、まだ在宅勤務を実施している事業所も多かった影響等もあり、令和5(2023)年度の事業系ごみは約 5.3 万トンで令和元(2019)年度の約7万トンよりはかなり少ない状況となっています。



区収集:区民のごみ+事業者のごみ(1日 50Kg 未満のごみを排出する小規模事業者で、有料ごみ処理券を貼付することを条件としている)

民間収集:区収集を利用しない事業者のごみ(民間収集業者にごみの収集を依頼しているごみ)

図3-10 種類別排出量の推移

②区収集ごみ排出量の推移

過去10年間の区収集のごみ排出量の実績を図3-11に示します。

区収集のごみ排出量は、減少傾向で推移しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるリモートワークや巣ごもりの影響で令和元(2019)年度は微増しましたが、その後は再び減少傾向で推移しています。

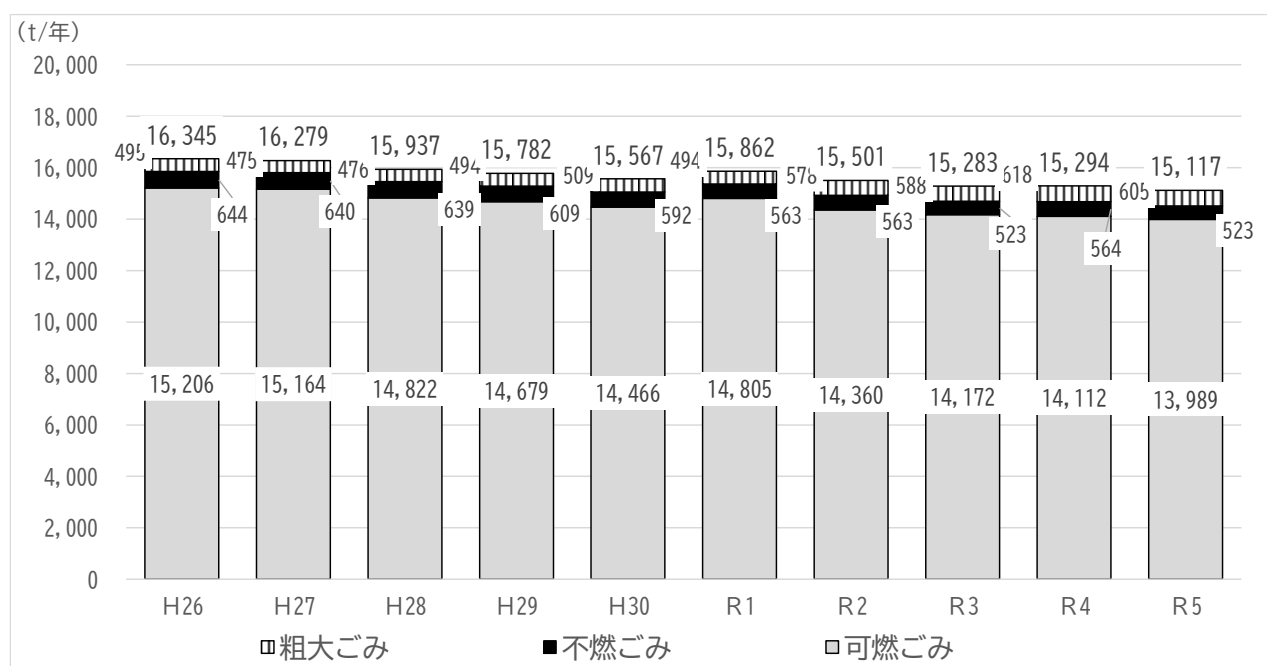


図3-11 区収集ごみ排出量の推移

(3)区全体のごみ量の内訳

令和4(2022)年度のごみ排出量の内訳をみると、民間が収集する事業系ごみが全体の約8割(78.2%)を占めています。(図3-12)

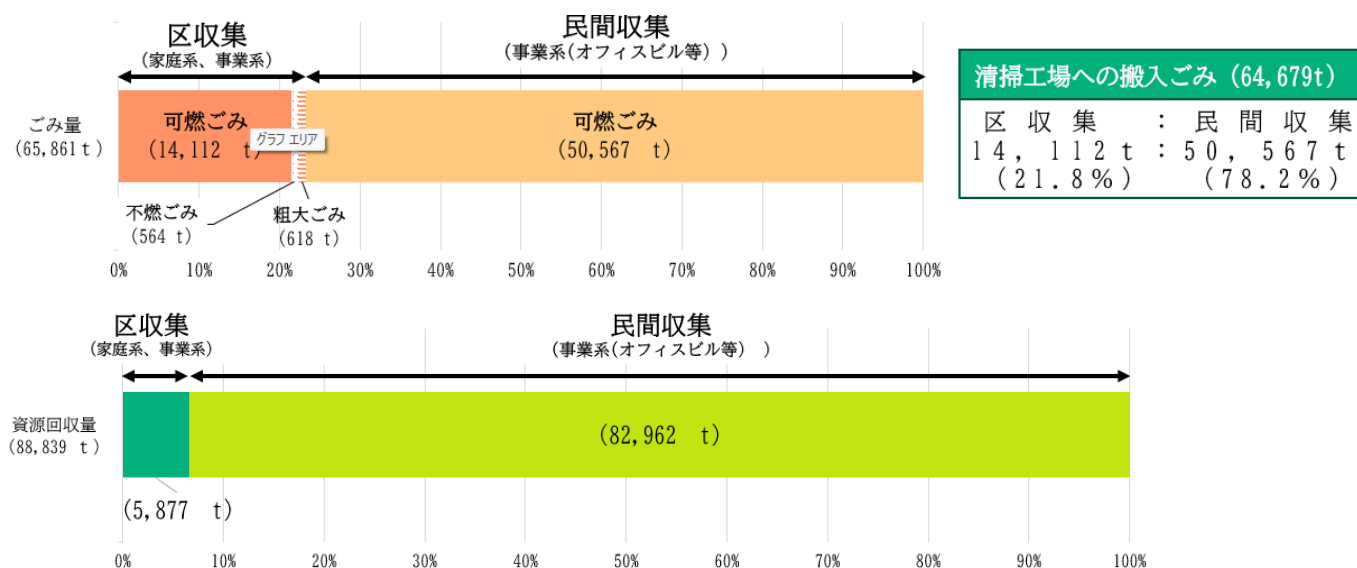


図3-12 令和4(2022)年度のごみ・資源別の排出構造

(4)事業用大規模建築物の排出量

清掃工場に搬入される民間収集ごみ(50,567t)のうち、事業用大規模建築物(延べ床面積 1,000 平方メートル以上の事業用大規模建築物^{※1}:1,875 事業者)からのごみ処分量は 45,754tです。

※1 本区の条例第 14 条及び規則第8条に基づき、延床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物に関しては、事業用大規模建築物となり、ごみの減量、廃棄物管理責任者の選任、再利用計画書の提出及び保管場所の設置を義務付けています。

令和4(2022)年度に事業用大規模建築物(1,875 事業所)から排出された処理量の合計は45,754tであり、そのごみの種類別の内訳をみると、紙類が27,913tと最も多く、次いで厨芥が13,322tであり、この2種類で全体の約9割を占めています。(図3-13)

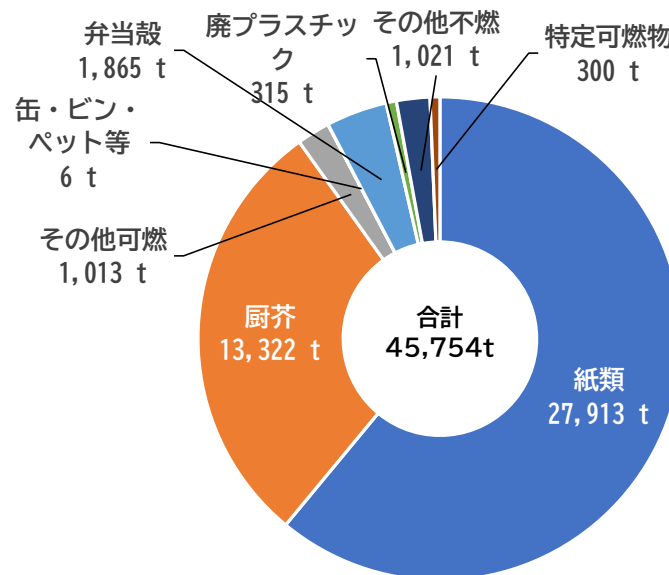


図3-13 事業用大規模建築物処理量の内訳(ごみの種類別)【令和4(2022)年度】

また、建築物の種類別の内訳をみると、オフィスビルが29,941tと最も多く、次いでホテル・結婚式場が7,729tであり、この2種類で全体の約8割を占めています。(図3-14)

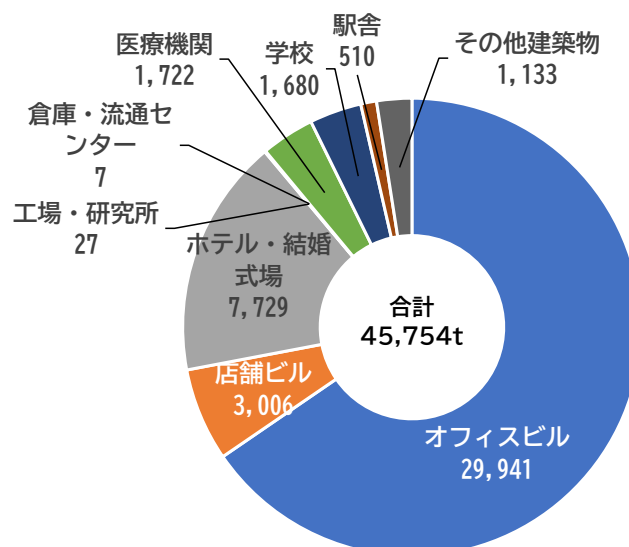


図3-14 事業用大規模建築物処理量の内訳(建築物の種類別)【令和4(2022)年度】

このようなことから、オフィスビルやホテル・結婚式場を中心に、紙類や厨芥の減量化及び資源化を進めていくことで、区全体の処理量が大きく減量することが期待できます。

次にオフィスビルとホテル・結婚式場の処理量の種類別内訳(図3-15)をみると、オフィスビルにおいては、紙類の占める割合が非常に多く、オフィスビル全体の約7割を占めています。紙類の処分量の大半は「その他紙類(再生できない紙ごみ)」となっており、主にシュレッダーしたものや雑紙が考えられます。その他厨芥類も7,707tと比較的多く処分されており、これはオフィスビルにテナントとして入居する飲食店からの排出が主なものとして考えられます。

ホテル・結婚式場においては、紙類と厨芥類で9割を占めている状況になっており、紙類はオフィスビルと同様に大半は「その他紙類(再生できない紙ごみ)」となっています。

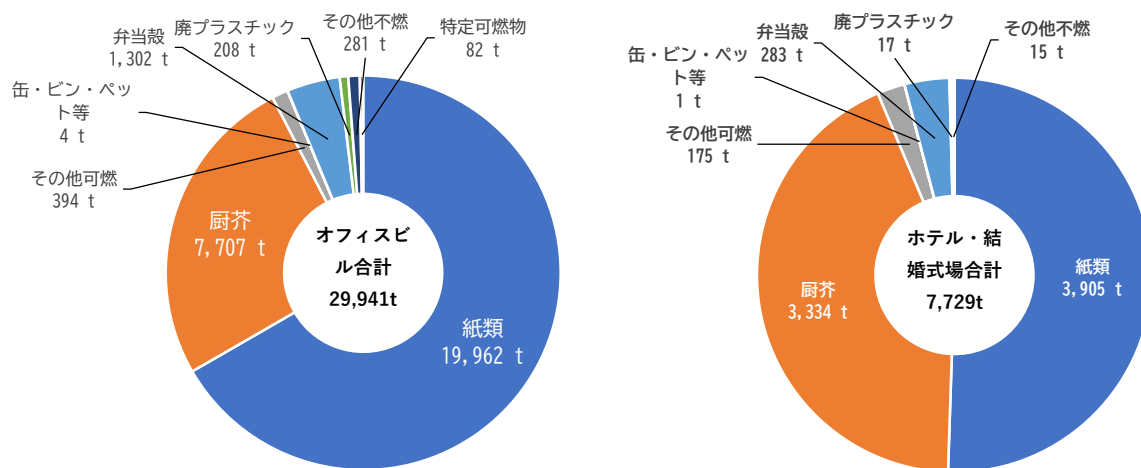


図3-15 オフィスビル及びホテル・結婚式場の内訳(ごみの種類別)【令和4(2022)年度】

3.第4次計画の達成状況

(1)数値目標の達成状況

第4次計画の目標値と実績の比較結果を図3-16.17.18 に示します。

ごみの削減目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業系ごみの大幅な減少により令和3(2021)年度時点では長期目標値は達成している状況ですが、施策等の影響でどこまで削減できているかは不透明な状況となっています。また、令和3(2021)年度以降は増加に転じており、今後は新型コロナウイルス感染症の影響もなくなり、令和7(2025)年度の長期目標に向けては今一度施策等の見直しが必要になってくることが考えられます。

資源化目標に関しては、資源化率は横ばいで推移しており、令和3(2021)年度の間目標値65.0%を達成していない状況となっています。

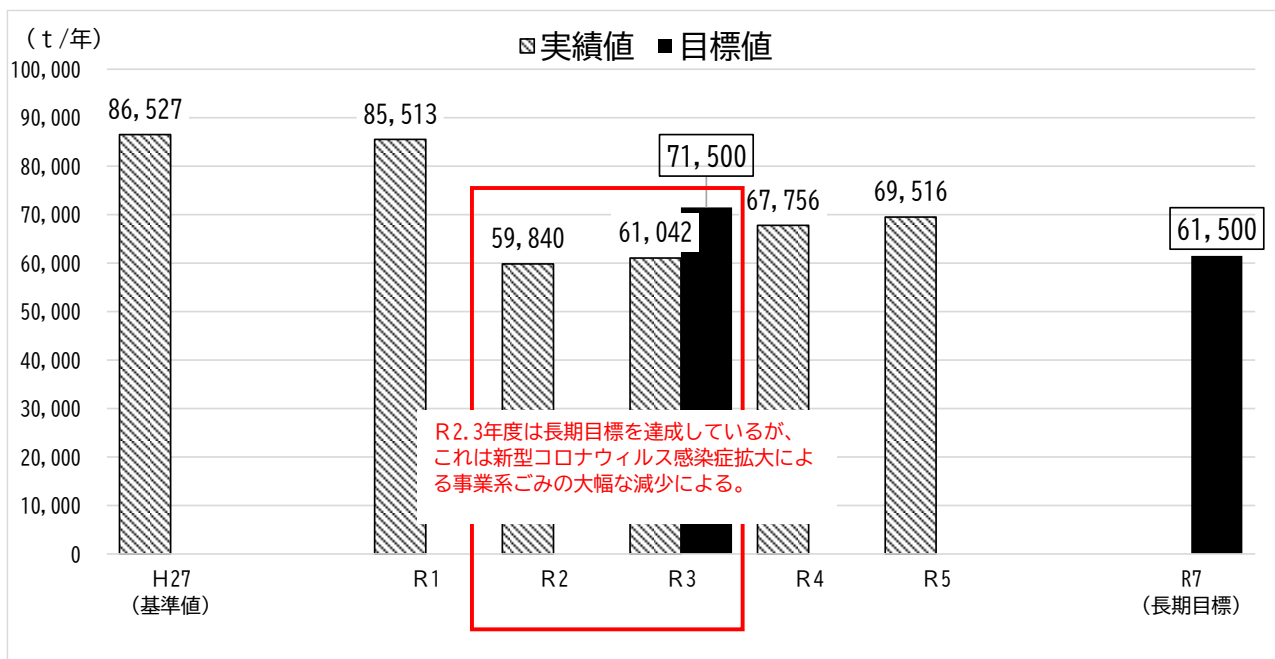


図3-16 ごみの削減目標の達成状況

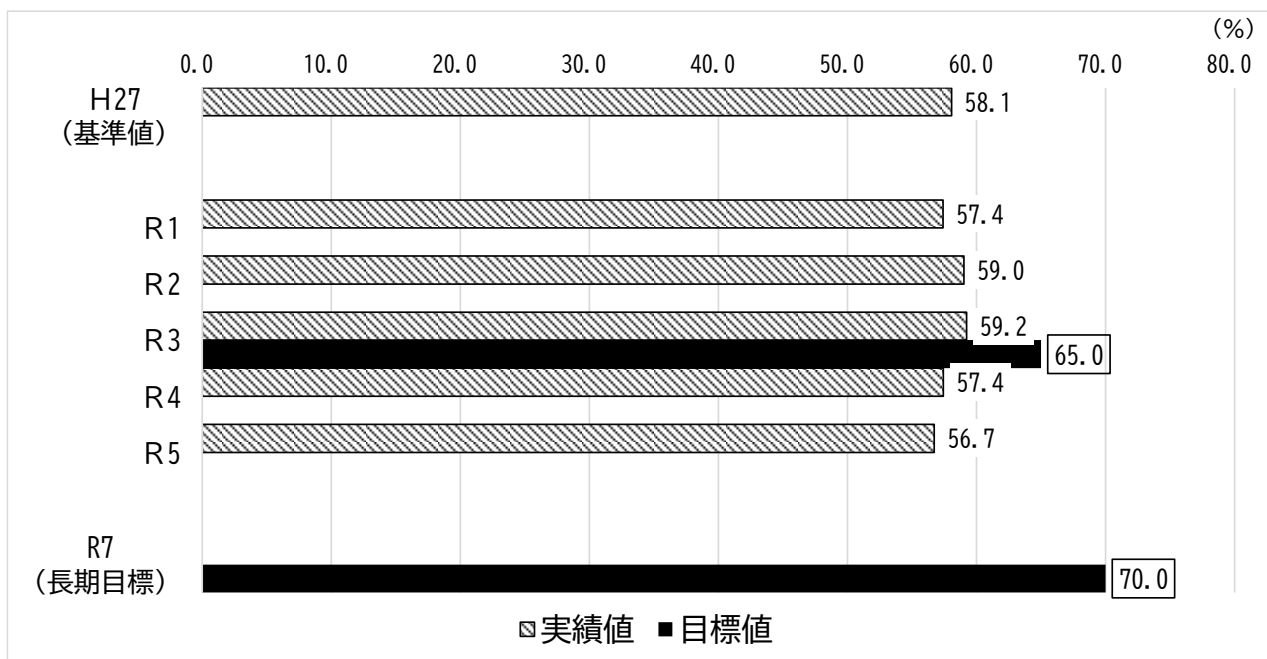


図3-17 資源化目標(資源量の比率)の達成状況

また、区民一人一日あたりの排出量(ごみ排出量÷人口)の目標に関しては、令和元(2019)年度には366g/人・日と中間目標値を達成していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年度に大きく増加しました。しかしその後は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は364g/人・日となっており、令和3(2021)年度の中間目標値368g/人・日を達成しています。

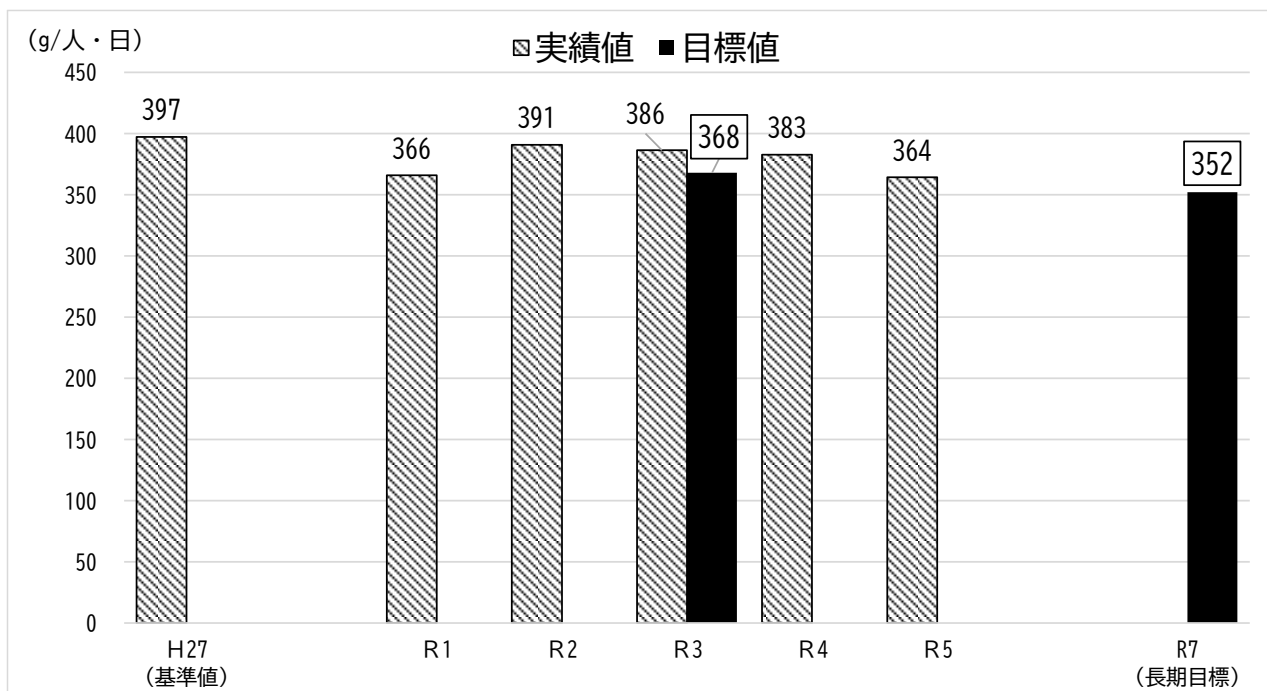


図3-18 区民一人一日あたり排出量(資源除く)の削減目標の達成状況

第4章 区のごみの課題

平成 29(2017)年度以降、第4次計画の「区の特性を活かした「資源循環型都市千代田」を構築していきます」という基本理念に基づき、区民・事業者・行政の緊密な連携をベースに様々な施策に取り組んできましたが、以下の課題が残されています。

1. 家庭系ごみの課題

家庭ごみの排出量は、近年、人口が増加しているにもかかわらず横ばいで推移していましたが、令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの増加による中食の増加等の影響により、家庭ごみの排出量が増加し、その後は高止まりしていることが課題となっています。このような増加傾向が続けば、ごみ処理にかかるコストや環境負荷がさらに大きくなる可能性が懸念されています。

さらに、令和5(2023)年度の人口推計によると、2065 年まで人口が一貫して増加すると見込まれており、これに伴い集合住宅の増加が予想されるため、居住者間のごみ出しルールの遵守が難しくなることや、資源ごみの分別に関するトラブルが生じる可能性が課題となっています。

また、今後は外国人住民の増加も予測され、言葉の壁や文化の違いからごみの分別方法を理解することが難しいという課題も浮上しています。これに対して、効果的なコミュニケーションや分別指導が必要であり、外国人住民への多言語対応や教育プログラムの整備が課題となっています。



集合住宅におけるごみ集積所

2. 食品ロス

日本の食品ロスの状況によると、令和4(2022)年度には、家庭の可燃ごみの中にまだ食べられるのに捨てられている食品ロスが1人1日あたり約 103g(おにぎり1個のご飯の量に相当)含まれていることが報告されています。この食品ロスを減らすことは、持続可能な開発目標(SDGs)や令和元(2019)年度に策定された食品リサイクル法の基本方向に基づき、令和 12(2030)年度までに平成 12(2000)年度の半減を目指す目標として掲げられています。さらに、令和元(2019)年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」により、食品ロスが重要な社会課題であることが明確にされました。

本区でも、食品ロス削減のための啓発やフードドライブ活動など、様々な施策が推進されており、令和5(2023)年度には「千代田区食品ロス削減推進計画」を策定しました。しかしながら、本区における生ごみのリサイクルや分別回収システムの導入は一部の事業者によって進められていますが、区全体では十分に進展していないことが課題です。これに加え、食品ロスに関する情報提供方法の改善や効果的な啓発手段の導入も大きな課題です。

また、食品ロスの削減量は、国の目標である平成12(2000)年度比の半減を令和12(2030)年までに達成するという目標が令和4(2022)年度にクリアされました。そのため、国は更なる削減を目指し、新たな目標について令和6(2024)年度末までに打ち出す考えです。近年、事業系の食品ロスは新型コロナウイルスの影響で大きく減少しており、家庭系の削減はそれほど進んでいないものの、事業系と家庭系の合計量が大幅に減少しています。しかし、経済が回復すればリバウンドの可能性もあるため、今後も事業者の更なる努力が必要だと考えられています。

さらに、事業系食品ロス削減を進めるためには、事業者に対して具体的な取り組みを促すことが必要ですが、事業者へ食品ロス削減の経済的メリットや社会的価値を明確に示し、事業者の協力を得ることが課題です。



フードドライブの実施状況

3.事業系ごみ

本区は、昼夜人口比率が1,000%を超える非常に高い比率となっており、区内で排出されるごみの約90%を事業系ごみが占めています。そのため、事業系ごみの削減が、区全体のごみ量減少に大きく貢献します。令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で事業系ごみは一時的に大幅に減少しましたが、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、正常な経済活動が再開したことで、徐々にごみ排出量が再び増加していることが課題です。

本区では、大企業が全体の約7割を占めていることから、特に事業用大規模建築物に対するごみ削減指導の強化が求められています。大規模建築物におけるごみ処理に関する課題は、紙類や厨芥類を中心とした再生利用率の低さと、全体のごみ削減が進んでいない点にあります。特にオフィスビルやホテル・結婚式場などから大量に排出される紙ごみの大半が「その他紙類」として処理されており、これが資

源循環の妨げとなっています。また、飲食関連から排出される厨芥類の処理も進まず、これらの廃棄物の減量や資源化が不十分であることが課題です。

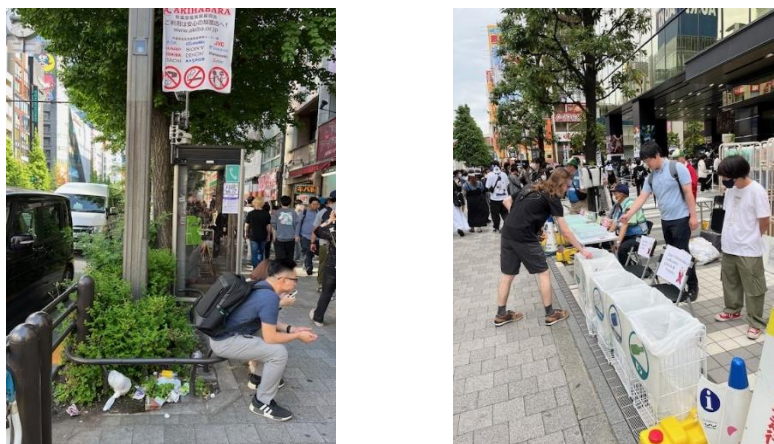
更に、中小規模の事業所についても、排出抑制や分別促進に向けた効果的な施策を検討する必要があることが課題です。

具体的には、事業系ごみの分別促進と収集体制の改善が急務となっていますが、事業者が適切にごみを分別できるようにするための啓発活動や支援体制が十分に整っていないことが課題であり、紙ごみの再生利用率を向上させる取り組みが進展しておらず、事業所の再生利用状況の把握や、再生利用計画書の提出の徹底が不十分なことも課題として挙げられます。

4.インバウンドへの対応

本区における秋葉原地域は、外国人観光客に人気の高いエリアですが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で訪問者数は一時的に減少していました。しかし、本年度以降、再び外国人観光客が増加しており、秋葉原は再び多くの観光客で賑わっています。このような状況下で、外国人観光客によるごみのポイ捨てなどのマナーの問題が深刻化しつつあり、区内でのごみ処理に関連する課題が浮上しています。

外国人観光客の更なる増加が予測される中、これらのマナー問題に対処するためには、ごみ箱の設置や適切なごみ処理費用の確保が課題となっています。また、観光客へのマナー啓発や分別方法を理解してもらうための多言語対応の案内なども必要です。これらの施策が適切に実施されない場合、ごみ問題はさらに悪化し、区全体の環境美化や衛生管理に影響を及ぼす可能性が懸念されます。



秋葉原地区での外国人観光客の様子

5.区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発

本区では、持続可能な資源循環型社会の形成を目指し、ごみ削減に向けた取り組みを進めています。しかし、この取り組みを効果的に進めるためには、区民や事業者への情報提供と意識啓発が非常に重要な要素となっています。近年、区内でのごみ排出量の増加、特に事業系ごみや観光客によるごみ問題が浮上しており、これに対応するための啓発活動が課題となっています。

これまでの情報提供は、法律や条例の内容を伝えるに留まり、区民や事業者が日常生活やビジネス活動において具体的にどのように行動すればよいかを明確に示すものではありませんでした。その結果、多くの区民や事業者が、ごみ削減や資源循環の必要性を理解していながらも、実際の行動に結びついていない状況が見られます。

また、目標や指標が十分に見える化されていないため、区民や事業者が自分たちの行動がどの程度の効果を持つかを把握できず、結果として積極的な参加が進んでいないことも課題となっています。

さらに、従来の広報手段では、特に若年層や外国人観光客へのアプローチが十分ではないという課題もあります。

6.ねずみやカラス等への対策

本区では、都市環境特有の課題として、廃棄物中の生ごみがねずみに荒らされる等の相談が増え問題となっています。集合住宅におけるゴミ集積場が荒らされる、飲食店が多く集まるエリアや商業地域での被害が増加するなど、衛生面での懸念が広がっています。ねずみは、さまざまな感染症を媒介する動物であり、区内の衛生環境や生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ねずみと同様に、カラスによるごみ荒らしも問題となっており、散乱したごみが環境美化に悪影響を与えています。これらの動物は繁殖力が非常に高く、適切な対策を講じなければ問題が悪化する可能性があります。



捨てられた残飯を狙うねずみ

7.災害廃棄物

本区では、令和5(2023)年3月に「千代田区災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する大量の廃棄物に対する対応の準備を進めています。しかし、依然としていくつかの課題が残されています。

まず、災害廃棄物処理計画が策定されたものの、実際の災害発生時に迅速かつ効果的に運用できるかどうかは課題です。災害時には、通常の廃棄物処理ルートが使用できなくなる可能性や、一時的に大量の廃棄物が発生するため、分別や収集がスムーズに行われないことが懸念されます。特に本区は都心部に位置しており、広大な保管場所や処理施設が不足しているため、災害廃棄物を一時保管する場所や、迅速に処理するための輸送体制を確保することが課題です。

また、災害廃棄物の種類は多岐にわたるため、適切な分別が非常に重要です。計画には分別収集の方法が記載されていますが、災害時の混乱の中で区民や事業者が適切に対応できるかどうかは課題です。特に事業系廃棄物に関しては、区内に多くの企業が集まっており、災害時にはこれらの企業からも大量の廃棄物が発生することが予想されます。企業との連携や責任分担が明確でない場合、処理の遅れや不適切な廃棄が生じるリスクが高まります。

さらに、計画が策定されても、実際にどのように対応すべきかを事前に理解している区民や事業者が少なければ、混乱が生じる可能性があるため、区民や事業者に対する災害廃棄物処理に関する啓発が十分に行き届いていない点も課題です。

「千代田区災害廃棄物処理計画」が策定されたことは重要な一歩ですが、その実効性を高めるためには、計画の運用に向けた体制強化、企業との連携、区民や事業者への啓発活動の強化が課題となっています。



区職員による災害派遣現場での様子

第5章 基本方針と目標値

1. 目指す都市像(基本理念)

本区の現状や近年の社会の動きをふまえ、本計画では、地域の特徴を活かしながら、脱炭素化と循環経済(サーキュラーエコノミー)の推進を通じて、環境への負担を減らし、持続可能な都市を目指していきます。循環経済(サーキュラーエコノミー)や3R(リデュース、リユース、リサイクル)を通じて、限りある資源やエネルギーの使用を減らします。

千代田区廃棄物処理基本計画では、第1次計画から、製品の生産、消費、廃棄、処分に至るすべての過程で、区民・事業者・行政の緊密な連携(パートナーシップ)を重視し、地球環境への負荷を抑える「資源循環型都市千代田」を目指してきました。本計画においても、この本質的な理念は継承しつつ、未来の地球環境のために、脱焼却・脱埋立を目指すため、新たに「2050 ゼロ・ウェイスト」の目標を掲げ、区民、事業者、区が連携・協働して、令和32(2050)年度までにゼロ・ウェイスト社会の実現を目指します。

2050 ゼロ・ウェイストちよだ

2. 意義と基本方針

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」を目指す意義は、地球温暖化、気候変動、そして海洋ごみ問題など、地球規模で解決すべき環境問題に取り組まなければ、私たちの未来が危うくなるという強い危機感にあります。そのため、本区は区民と事業所が手を取り合い、ごみを限りなくゼロに近づけるための行動を率先して進めていきます。

この目標を実現するために、本区は以下に記載の4つの基本方針に基づいた施策を推進していきます。

ゼロ・ウェイストの実現には区の施策だけでなく、区民や事業者の知恵と力も欠かせません。区民からのごみ削減アイデアを募集するコンテストや、事業者との情報交換の場を設けることで、連携・協同を深め、行動変容を促していきます。また、優良事業者の先進事例を活用するなど、区民と事業者が一体となった取り組みを進めます。

さらに、本区には革新的な技術を持つ企業が多く集まっており、DXやAIなどの先端技術を積極的に活用し、これらの企業と連携して率先して技術の実証を行うことで、民間企業のイノベーションを後押しします。さらに、実証の場を提供し、技術開発の環境を整備することで市場を活性化させ、新たな投資

を呼び込み、更なる技術革新を促進します。これにより、持続可能な未来に向けた好循環を生み出します。

以上のように、千代田区全体で知恵と技術を結集し、ごみ量を限りなくゼロに近づける取り組みを進め、持続可能な社会の実現を目指します。

方針1

ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進

令和 32(2050)年度までにゼロ・ウェイストを目指すため、地域全体で「ごみの発生抑制」と「メーカーへの製品開発促進」を軸にした上流対策を推進します。具体的には、事業者や区民と協力し、使い捨てプラスチックや過剰包装の削減、再利用可能な製品の普及を促進し、日常生活や事業活動からのごみ削減を徹底します。また、メーカーには環境負荷低減を目指し、製品の再利用やリサイクル、分別を容易にする設計や、資源循環型の製品開発を促す取り組みを求めています。

さらに、回収された資源の再生利用率を向上させるため、区民への分別方法の啓発や新たなリサイクル技術の導入を支援し、廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上を図ります。また、事業所や家庭からの不適正排出の防止と適正なごみ管理の推進にも注力し、ごみ処理コストの見える化等を通じて、区民や事業者の意識向上を図ります。これにより、持続可能なごみの発生抑制を目指す体制を構築していきます。

方針2

資源循環の更なる促進

一度ごみとして排出されたものに対しては、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の原則に基づき、資源の再利用を促進します。本区ではすでに資源循環の取り組みを進めていますが、持続可能な社会の実現に向けて更なる強化が必要です。区民や事業者に対して、リサイクル可能な資源の適切な分別を推進し、リサイクル率の向上を図ります。特に紙類やプラスチック製品など再生資源として利用できるものを積極的に循環させ、資源としての価値を最大化することを目指します。

また、リユース品の交換や再利用の促進も重要であり、フリーマーケットやリユースイベントの開催など、区内で資源循環を実践する機会を提供します。さらに、リサイクルセンターの機能強化やスマートごみ箱などの新技術の導入を通じて、効率的な資源回収とリサイクル体制の整備を進めます。環境配慮型清掃車両の導入といった持続可能な運用体制の構築にも取り組み、適正なごみ管理と資源循環を推進します。

地域全体で資源循環の更なる促進を目指し、ごみが出た後でも可能な限り資源として再利用し、無駄を減らす循環型社会の実現を進めます。

方針3

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

ゼロ・ウェイストに向けた行動を身近に感じてもらえるよう、ごみ削減の重要性や具体的な実践方法を、誰にでもわかりやすく伝え、理解と共感を得ることを目指します。また、区内の事業者や商店街等と連携し、持続可能な製品やサービスの導入、リユース・リサイクルの取り組みを通じて、ごみ削減を一体となって推進します。成功事例の共有やイベントを通じ、各層が率先してゼロ・ウェイストの実現に貢献できるよう、実践的な支援と情報発信を強化し、住民と事業者がともに循環型社会の構築に取り組む風土を醸成していきます。

加えて、地域コミュニティや企業、NPO、大学など幅広い主体と協力し、公共空間での分別ルールの一貫や環境教育・PR 活動の拡充を通じて環境意識の向上を図ります。さらに、区民が日常生活や事業活動において持続可能な行動を実践できるよう、ごみ分別アプリの機能強化や DX を活用した情報提供など、多様な媒体を通じた普及啓発を推進します。これにより、区民が主体的にごみ削減と資源循環に取り組む社会の実現を目指します。

方針4

事業系ごみの更なる削減

これまで本区では家庭系ごみの削減に重点を置いてきましたが、事業系ごみの削減については十分な取り組みがなされていませんでした。区内の事業者から排出されるごみの量は、区内ごみの排出量の約9割を占めており、特に生ごみと紙ごみが多く、全体のごみ量に大きな影響を与えています。オフィスビルや商業施設、飲食店などからのごみ排出が多いことが課題となっているため、今後は事業者に対し、より厳格なごみ削減目標を設定し、分別の徹底とリサイクルの推進を図ります。

区としても、事業者に対する指導や支援体制を強化し、事業系ごみ削減に向けた具体的な施策を展開します。特に、廃棄物の発生を抑制するための啓発活動や情報提供を行い、各事業者が積極的に取り組む体制づくりを支援します。また、リサイクルの促進や環境配慮の観点から、小規模事業者への立ち入り指導や分別の徹底を図り、適正なごみ管理の推進にも注力します。これにより、事業系ごみ削減を区全体の重要課題として位置付け、資源循環型社会の構築に向けた歩みを加速します。

3.目標値

(1)排出量の推計

本計画の目標値を設定するにあたり、第3章で示した人口・世帯数の推移や社会経済情勢の変化等を踏まえ、排出量を推計しました。排出量とは、現在実施している施策を維持した場合における区民・事業者から排出される可能性のあるごみ・資源の発生量の合計です。

令和5(2023)年度までの本区の排出量を基に排出量を推計すると、人口の増加及びコロナ禍からの回復もあり、増加傾向で推移することが考えられます。

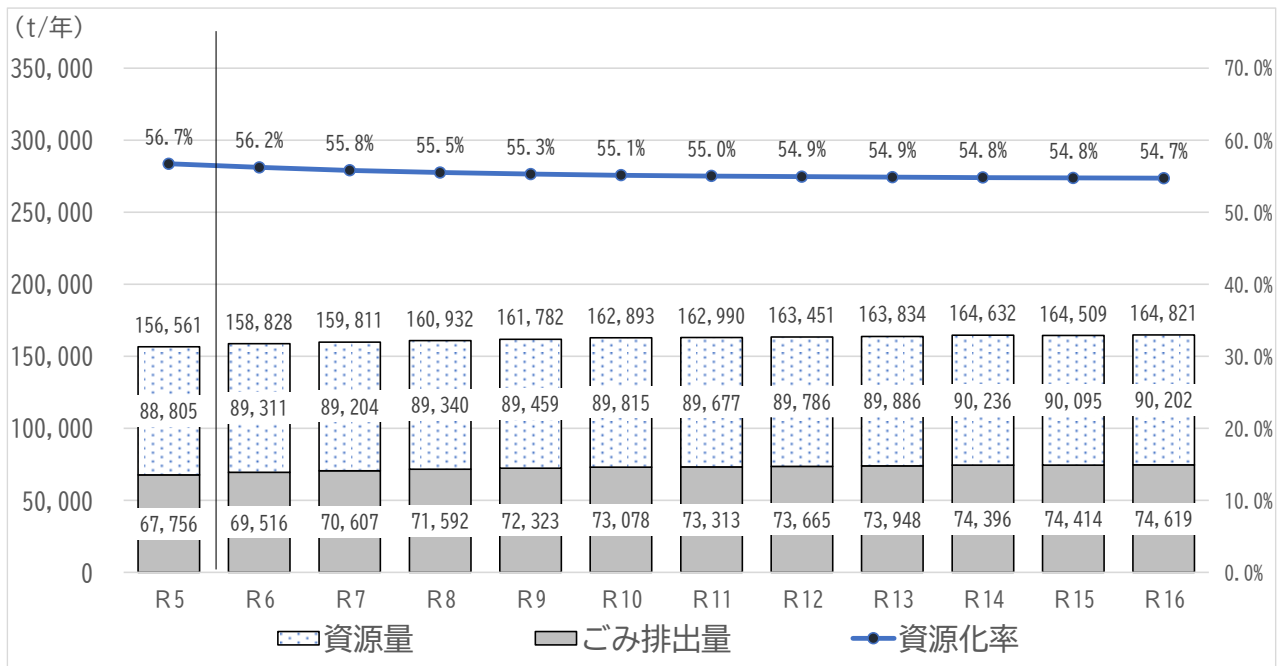


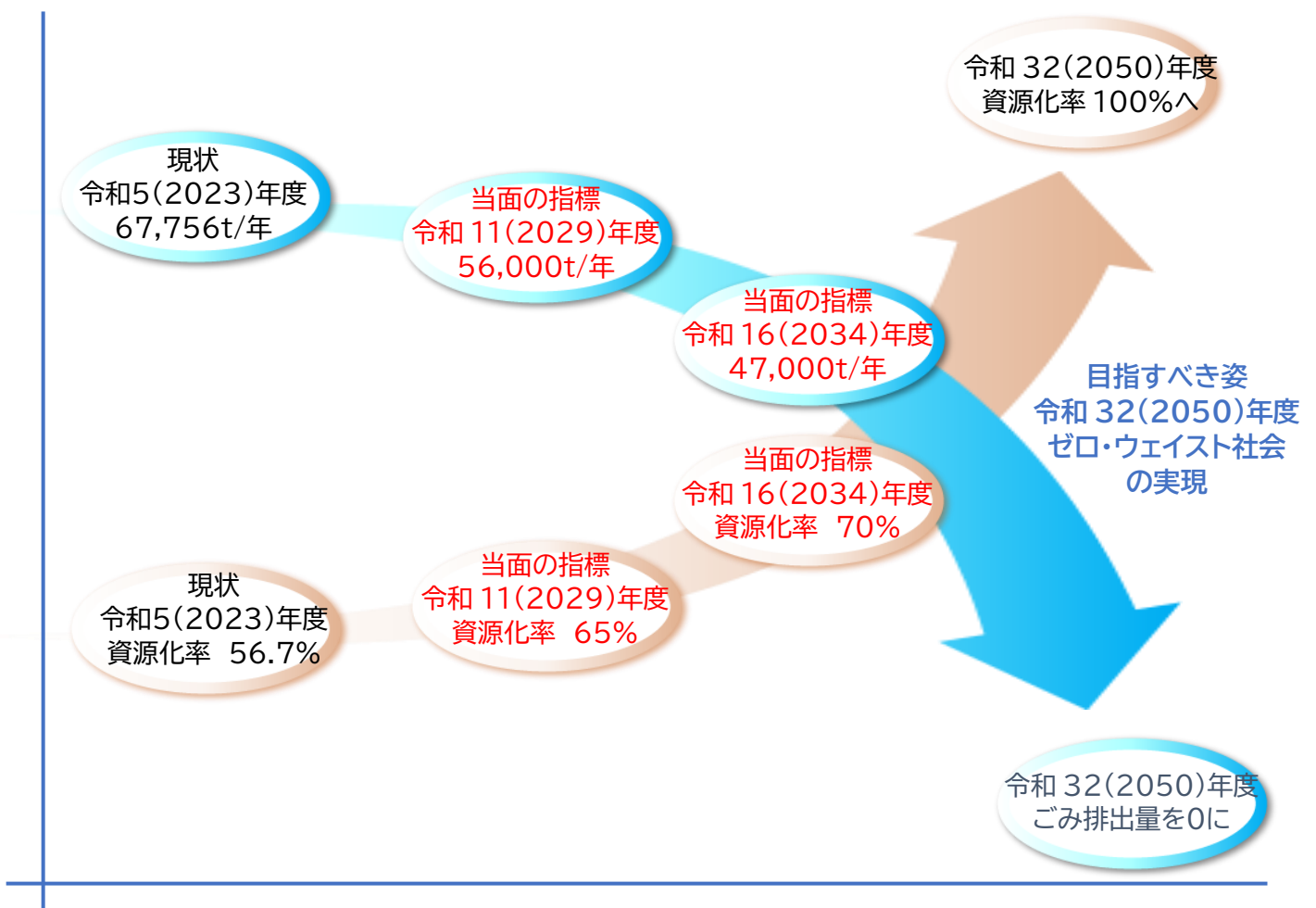
図5-1 将来のごみ・資源の排出量(令和5(2023)年度基準)

(2)目標値

本区では、ごみは資源として活用することに最大限努力し、令和 32(2050)年度までにごみを燃やさない、埋め立てない区(ゼロ・ウェイスト)を目指します。

【ごみ排出量・資源化率】

本計画では今後は、本区の人口は増加することが予測されていますが、令和5(2023)年度に策定した「千代田区食品ロス削減計画」に基づく生ごみ等の削減目標に加え、紙ごみの資源化、使い捨てプラスチック等の発生抑制の取り組み等を進めることにより、ごみ排出量の削減・資源化に努め、当面の指標として、令和 11(2029)年度に排出量 56,000 トン、資源化率 65%、令和 16(2034)年度に排出量 50,000 トン、資源化率 70%を目指し、最終的には令和 32(2050)年度に排出量0トン、資源化率 100%を目指します。



■指標■ 区民1人1日あたりのごみ排出量

家庭系ごみに関しては、人口増加の影響から様々な減量化や資源化を実施しても、排出量は横ばいで推移する見込みです。そこで、各家庭でのごみ削減に対する創意工夫の結果が見えるように、区民1人1日あたりの家庭からのごみ排出量を指標としました。

	基準年度	当面目指すべき 指標 	指標	
	令和5(2023)年度		令和11(2029)年度	令和16(2034)年度
区民1人1日あたりのごみ排出量	364g/人・日		330g/人・日	300g/人・日

※家庭系ごみの算出について：区で収集するごみについては、事業者が「有料ごみ処理券」を購入し、貼付したのに関して区が収集・運搬している関係上、区収集ごみには事業系一般廃棄物も入っています。ここでの家庭系ごみ量に関しては、有料ごみ処理券の売上等のデータを用い、家庭系ごみ量のみを推計したものととなります。

～コラム～ 具体的にどれほど削減したらよいのか

1人1日あたりのごみ排出量は、令和11(2029)年度に330g/人・日にするためには、令和5(2023)年度と比較して約34g/人・日の削減が必要です。

具体的にはどれほど削減できるの？



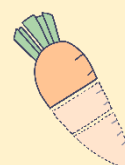
水切りの徹底で
約25g削減！



レジ袋の辞退で
約4g削減！



食品ロスの削減
(たまご1個)
で約50g削減！



食品ロスの削減
(にんじん1/3本)
で約50g削減！

【発生抑制率・資源分別率】

以下の発生抑制率・資源分別率を家庭系・事業系別、品目別に設定し、目標値に向けた取り組みを進めていきます。

	事業系	家庭系																		
生ごみ	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく食品ロスや生ごみの削減 <table> <tr> <th>令和4 (2022)年度</th><th>令和12 (2030)年度 (食ロス計画)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>11,690t</td><td>9,660t</td><td>8,645t</td></tr> </table>	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	11,690t	9,660t	8,645t	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく食品ロスや生ごみの削減 <table> <tr> <th>令和4 (2022)年度</th><th>令和12 (2030)年度 (食ロス計画)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>520t</td><td>430t</td><td>385t</td></tr> </table>	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	520t	430t	385t						
令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
11,690t	9,660t	8,645t																		
令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
520t	430t	385t																		
紙ごみ	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>61.0%</td><td>40.0%</td><td>25.0%</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	61.0%	40.0%	25.0%	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>17.6%</td><td>12.0%</td><td>7.0%</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	17.6%	12.0%	7.0%						
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
61.0%	40.0%	25.0%																		
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
17.6%	12.0%	7.0%																		
廃プラ	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減によるプラスチック排出量の削減率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>基準年度に対し 10.9%削減</td><td>基準年度に対し 20.0%削減</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減によるプラスチック排出量の削減率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>基準年度に対し 10.9%削減</td><td>基準年度に対し 20.0%削減</td></tr> </table> 【資源分別】 ・可燃ごみのプラスチック混入率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>10.7%</td><td>6.5%</td><td>3.0%</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	10.7%	6.5%	3.0%
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減																		
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減																		
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
10.7%	6.5%	3.0%																		

第6章「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」実現に向けて

1. 施策体系

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」を目指す取り組みは、地球温暖化や気候変動、海洋ごみ問題といった地球規模の環境課題の解決に向けて、千代田区が果たすべき重要な役割を担っています。この目標達成のためには、区民や事業所が一体となってごみを限りなくゼロに近づけ、持続可能な社会を築くことが不可欠です。

この取り組みをさらに効果的に推進するために、これまでの基本方針を見直し、新たな基本方針として「ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進」「資源循環の更なる促進」「ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進」「事業系ごみの更なる削減」の4つを掲げました。これらの方針に基づき、区全体での施策を体系化して進めていきます。

基本方針	施策
基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(1) 廃棄物の発生抑制
	(2) リユース・修理の推進
	(3) メーカー等への要請
	(4) 不適正排出の管理
	(5) ねずみやカラス等への対策
基本方針2. 資源循環の更なる促進	(1) リサイクルと資源回収の拡充
	(2) 施設および機能の充実
	(3) その他の資源循環施策
基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(1) コミュニティおよび協働の推進
	(2) 教育と普及啓発
	(3) 情報発信の強化
基本方針4. 事業系ごみの更なる削減	(1) 事業系の紙ごみや生ごみの削減
	(2) 事業者への対応

将来像	目指す都市像	課題	基本方針	目標値	施策体系図		
やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち	2050 ゼロ・ウェイストちよだ	(1)家庭系ごみの課題 家庭ごみはコロナ禍で増加し高止まり。今後も人口増加や外国人の増加が予測され、分別対応が課題となっています。	ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	ごみ排出量 基準年度 令和5(2023)年度 67,756t ↓ 当面の指標 令和11(2029)年度 56,000t 目指すべき姿 令和32(2050)年度 0t	基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(1)廃棄物の発生抑制	1-1.消費段階での発生抑制の促進【継続】
		(2)食品ロスの課題 千代田区でも削減計画を策定し、啓発やフードドライブなどの施策を進めていますが、都市部の生ごみリサイクルや事業者への具体的な取り組み促進が課題です。					1-2.食品ロス削減【継続】
		(3)事業系ごみの課題 本区は事業系ごみが全体の90%を占め、削減が重要課題。分別促進や再生利用の取り組み強化が求められています。また、大規模建築物から排出される紙類や厨芥類の再生利用強化が急務。効果的な施策の実施が求められています。	資源循環の更なる促進	指標 区民1人1日あたりのごみ排出量 基準年度 令和5(2023)年度 364g/人・日 ↓ 当面の指標 令和11(2029)年度 330g/人・日			1-3.レジ袋の削減、マイバッグの推進【継続】
		(4)インバウンドへの対応への課題 秋葉原で外国人観光客の増加に伴い、ごみのポイ捨て問題が深刻化。ごみ箱設置や処理費用確保が課題です。					1-4.拡大生産者責任の徹底【継続】
		(5)区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発の課題 区民や事業者への分かりやすい情報提供が重要で、ゼロエミッション活動や多様な広報手段の活用が課題です。具体的な数値目標を示し、効果的なコミュニケーションと参加促進策が必要です。	ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	資源化率 基準年度 令和5(2023)年度 56.7% ↓ 当面の指標 令和11(2029)年度 65.0% 目指すべき姿 令和32(2050)年度 100.0%			1-5.ごみ処理コストの見える化【継続】
		(6)ねずみやカラス等への対策 区内の衛生環境や生活環境に悪影響を及ぼしているねずみやカラスの発生の課題	事業系ごみの更なる削減		基本方針2. 資源循環の更なる促進	(2)リユース・修理の推進	1-6.収集手数料有料化の検討【継続】
		(7)災害廃棄物の課題 「千代田区災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるためには、計画の運用に向けた体制強化、企業との連携、区民や事業者への啓発活動の強化が課題					1-7.リユース食器の利用促進【拡充】
							1-8.リペアの推進【新規】
							1-9.民間団体等との連携【継続】
							1-10.生産・流通販売段階での取り組み【継続】
					基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(3)メーカー等への要請	1-11.商習慣の見直しに向けた検討【新規】
							1-12.廃棄物削減による効果の見える化【新規】
						(4)不適正排出の管理	1-13.不適正排出対策【継続】
							1-14.ふれあい収集の充実【継続】
							1-15.収集時の指導を強化【継続】
					基本方針4. 事業系ごみの更なる削減	(5)ねずみやカラス等への対策	1-16.マンション等におけるごみ減量指導の徹底【継続】
							1-17.一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言【継続】
							1-18.ねずみやカラス等への対策の推進【新規】
						(1)リサイクルと資源回収の拡充	2-1.粗大ごみの有効活用【継続】
							2-2.フリーマーケットの支援【継続】
					基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(1)コミュニティおよび協働の推進	2-3.プラスチックの循環システム【新規】
							2-4.紙類の分別・資源回収【拡充】
							2-5.古着の資源回収の拡大【新規】
							2-6.蛍光管の資源回収【拡充】
							2-7.マンション等の資源の集団回収の充実【拡充】
					基本方針2. 資源循環の更なる促進	(2)施設および機能の充実	2-8.リサイクルセンターのあり方の検討【新規】
							2-9.スマートごみ箱の検討【新規】
							2-10.共同での資源回収システムの構築【新規】
							2-11.環境配慮型清掃車両の導入促進【継続】
							2-12.使用済小型家電の回収【継続】
					基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(3)その他の資源循環施策	2-13.園芸土の資源回収【継続】
							2-14.不燃物からの有害物を分別【継続】
							2-15.不燃物からの資源物を分別【継続】
							2-16.生ごみ(厨芥類)のリサイクル【新規】
							2-17.使用済紙おむつのリサイクル【新規】
					基本方針4. 事業系ごみの更なる削減	(1)事業系の紙ごみや生ごみの削減	2-18.千代田区にふさわしい循環圏の構築【継続】
							3-1.地域コミュニティとの協働【継続】
							3-2.企業やNPO、大学等との連携と協働【拡充】
							3-3.公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり【継続】
							3-4.千代田エコシステム(CES)の推進【継続】
					基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(2)教育と普及啓発	3-5.地域や学校の情報交流【継続】
							3-6.CCC(千代田・クリーンアップ・クルー)活動【継続】
							3-7.ごみ削減に向けて区民アイデアコンテストの開催【新規】
							3-8.環境教育等におけるPR【継続】
							3-9.イベント等を通じた環境学習の推進【継続】
					基本方針2. 資源循環の更なる促進	(3)情報発信の強化	3-10.環境学習・環境教育の推進【継続】
							3-11.区役所職員に対する意識醸成【新規】
							3-12.普及啓発活動の推進【継続】
							3-13.ごみ分別アプリ「分けちよ!」の機能拡充【拡充】
							3-14.広告型給水スボットステーションによる脱ペットボトル【新規】
					基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(1)コミュニティおよび協働の推進	3-15.都と連携した資源循環施策【拡充】
							3-16.全国食品ロス削減大会の招致【新規】
							3-17.メディアを通じた啓発活動の推進【新規】
							3-18.広報の充実【拡充】
					基本方針4. 事業系ごみの更なる削減	(2)事業者への対応	4-1.事業系古紙回収協力事業所制度の検討【新規】
							4-2.機密文書処理の支援検討【新規】
							4-3.食品廃棄物の発生抑制【新規】
							4-4.事業者と連携した食品ロスの削減【新規】
							4-5.食べ残しの持ち帰りの推進【新規】
					基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(1)廃棄物の発生抑制	4-6.フードシェアリングの推進【新規】
							4-7.食品廃棄物の循環システム【継続】
							4-8.事業系生ごみ処理機設置助成の創設【新規】
							4-9.千代田区本庁舎食堂での生ごみの削減【新規】
							4-10.事業者連携によるごみ削減推進プロジェクトの創設【新規】
					基本方針2. 資源循環の更なる促進	(2)施設および機能の充実	4-11.事業用大規模建築物の指導強化【継続】
							4-12.事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度【継続】
							4-13.事業者の規模に応じた施策の展開【継続】
							4-14.千代田エコシステム(CES)を活用した商業施設のエコマーク取得促進【新規】
							4-15.事業所・商店街における資源化の推進【継続】
					基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(3)その他の資源循環施策	4-16.小規模事業者の立ち入り指導【継続】

2.1 ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進

(1) 廃棄物の発生抑制

1-1. 消費段階での発生抑制の促進 【継続】

すぐにごみになるものを買わない、過剰包装を断るなどの消費段階での発生抑制の取り組みについて、消費者、事業者に協力を求めています。

1-2. 食品ロス削減 【継続】

令和6年3月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者と事業者双方からの取り組みを進めます。

1-3. レジ袋の削減、マイバッグの推進 【継続】

消費者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装の削減を推進します。また、自主的にレジ袋削減に取り組んでいる事業者に対して協力店として認定し、レジ袋削減の取り組みを紹介していきます。

1-4. 拡大生産者責任の徹底 【継続】

生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するなどの責任を負う、拡大生産者責任の考え方に基づいた法的整備を行うように、国に求めています。

1-5. ごみ処理コストの見える化 【継続】

ごみの排出による、処理や資源化にかかる経費や二酸化炭素(CO₂)の排出量等が一目でわかるようなライフサイクルフローを作成し、「見える化」することにより、経費等を区民等に意識していただき、区民一人ひとりが適正排出・分別による資源化を徹底することで、更なるごみの減量の促進を図ります。

1-6. 収集手数料有料化の検討 【継続】

ごみ収集手数料の有料化は、区民がごみになる製品を購入しないように意識を変えるきっかけとなり、製品を大切に長く使う発生抑制行動を促進します。また、資源の積極的な回収を推進し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組む人々との間の不公平感を解消する有力な手段でもあります。しかし、特別区では未だ実施しておらず、全体での統一的な導入が求められるため、各区でのタイミングや対応が異なると、混乱を引き起こす恐れがあります。そのため、全区での協議と調整を行い、住民への丁寧な説明や移行準備が必要となります。まずは、集積所での収集から戸別収集への移行を検討し、他自治体の取り組みも参考にしつつ、導入後のごみ削減に向けたシナリオを策定しながら、収集手数料の有料化に向けて検討していきます。

(2)リユース・修理の推進

1-7. リユース食器の利用促進 【拡充】

一度使ったら捨ててしまう紙やプラスチック製食器を利用している店舗等へ使用可能なリユース食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りやその他の各種イベントで発生するごみの削減に向け、区が貸し出しを行っているリユース食器の拡充とともに、イベント参加者への普及啓発効果も考慮した利用促進を図ります。

1-8. リペアの推進 【新規】

今までごみとして廃棄していたものを修理・修繕等すれば再び利用することでごみの排出を抑えるため、修理・修繕取扱店一覧などホームページ等で区民に情報を提供し、リペア(修理)を推進します。

1-9. 民間団体等との連携 【継続】

本区内でごみ関連について活躍している NPO 団体やボランティア団体などとも、さらに連携していきます。

(3)メーカー等への要請

1-10. 生産・流通販売段階での取り組み 【継続】

生産者・流通事業者等に対し、原材料や資源の調達で、回収・再利用しやすいものを採用するサーキュラー型のサプライチェーンや環境に配慮した製品の製造・販売について協力を求めるとともに、簡易包装など生産・流通販売段階でのごみそのものの発生抑制を求めています。

1-11. 商習慣の見直しに向けた検討 【新規】

商習慣の見直しに向け、食品ロスの削減を目指した流通全体の改善を推進します。小売業者、製造業者、卸売業者との連携を強化し、商品流通における納品期限や在庫管理の柔軟化、販売戦略の工夫など、各段階での取り組みを総合的に見直します。さらに、サプライチェーン全体で食品ロスを最小化するための新たなルールや、業界を超えた協力体制の構築も視野に入れ、持続可能な流通の仕組みづくりを検討します。

1-12. 廃棄物削減による効果の見える化 【新規】

事業系ごみの削減には、効果を数値化することが有効であり、例えば食品ロスであれば「手前どり」や「フードドライブ」、オフィスであればペーパーレス化を実施すればどれほどのコスト削減、二酸化炭素(CO₂)削減が見込めるかが見える化し、事業者の3R の取組を促進します。

(4)不適正排出の管理

1-13. 不適正排出対策 【継続】

ごみの分別ルールや地区ごとの排出指定日を守っていない、近隣区からの不法投棄等は、排出者を特定し、職員による調査・指導を徹底します。また、発生抑制の意義や分別し回収された資源の再生利用について、情報発信を行い、分別排出への理解を求め、適正な排出を促進します。

1-14. ふれあい収集の充実 【継続】

高齢者のみ、または障害者のみの世帯などで、集積所にごみを出すことが困難な世帯を対象として行っているふれあい収集について、ごみ収集時の声掛けによる見守りを継続するとともに、高齢者あんしんセンター等の福祉相談との連携により、申込手続きを簡素化し、利用の促進につなげていきます。また、粗大ごみの搬出が困難な高齢者、障害者世帯を対象とする運びだし収集も臨機応変に対応していきます。今後も区民サービスの視点から、ニーズに沿った事業の見直しを行い、拡充するとともに、柔軟かつ臨機応変な対応を行うことで、地域で安心して衛生的な生活ができるように支援します。

1-15. 収集時の指導を強化 【継続】

事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあつたときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適切な分別が図れるよう取り組みます。

1-16. マンション等におけるごみ減量指導の徹底 【継続】

本区では、区民の約9割以上がマンション等の集合住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マンション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マンション単位等で対応していくとともに、状況が改善しないのであれば、罰則等も含めた制度も検討していきます。

1-17. 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言 【継続】

事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。

(5)ねずみやカラス等への対策

1-18. ねずみやカラス等への対策の推進 【新規】

区内のねずみ発生を抑制するため、飲食店や商業地域において、地域コミュニティとの協働による衛生環境改善に取り組めます。飲食店や商業施設には、食物残渣を含むごみの適切な密閉保管と収集日直前の排出を指導し、ねずみやカラスの活動源を断つための対策を徹底します。また、地域住民や事業者が参加する定期的な清掃活動を推進し、衛生環境を共に改善する取り組みを促進します。さらに、ねずみやカラスの出没が多いエリアには、廃棄物を荒らされない管理方法の指導や衛生対策に関する情報共有を地域全体で行い、協働による問題解決を図ります。カラス対策としては、散乱ごみの発生を防ぐため、専用のネットや蓋つきのごみ容器の使用を促進し、環境美化と安全なごみ管理の徹底に努めます。

3.2 資源循環の更なる促進

(1)リサイクルと資源回収の拡充

2-1.粗大ごみの有効活用 【継続】

粗大ごみとして排出された家具等の再生利用について、情報の収集・発信などの取り組みをさらに推進していきます。

2-2.フリーマーケットの支援 【継続】

フリーマーケットを主催する団体に対し、区の施設を会場として提供するなどの支援を行うことによって、家庭の不用品の活用を図り、ごみの減量化を推進していきます。

2-3.プラスチックの循環システム 【新規】

プラスチック類の資源回収拡充実施後においても、可燃ごみに資源化可能なプラスチック類が多く含まれています。そのため、今後は分別方法を分かりやすくPRするとともに、更なる分別指導を強化していきます。また、使い捨てプラスチック容器削減のために、リユース容器を使用しチェーン店や同業店で返却することや紙製に変更しチェーン店や同業店には回収ボックスを設置する等の仕組みづくりに向けて取り組みます。

2-4.紙類の分別・資源回収 【拡充】

紙類に関しても、プラスチック類と同様に、資源として回収できる紙類が可燃ごみに混入している割合が多くなっています。可燃ごみに混入している紙類は、雑がみ(シュレッダー紙、包装紙や紙箱など)が多いと思われるが、雑がみがリサイクルできるという情報がまだまだ区民に浸透していないことが伺えます。そこで、雑がみが資源であると認識してもらうため、「雑がみ袋」等を作成し、区民に配布する等、雑がみの分別行動を習慣づける取組みについて検討します。

2-5.古着の資源回収の拡大 【新規】

区のストックヤードにて古着(古布)の拠点回収を行っていますが、現状燃やすごみで排出されていることが多いため、古着の資源回収・リユースをより拡大するため、区民のニーズや現状の拠点回収の実績を踏まえ、回収方法やリユースの仕組みづくりに取り組みます。また、今後、大丸有で毎年秋に実施しているPASSTOの取組との連携を検討します。

2-6. 蛍光管の資源回収 【拡充】

有害物質でもある水銀等が含まれている蛍光管を適正に処理し、かつ資源として活用するため、拠点回収を継続して実施します。今後は、ヒ素等が使用されている LED 電球の回収などについても検討していきます。

2-7. マンション等の資源の集団回収の充実 【拡充】

区では、資源の集団回収の取り組みをしている町会や自治会を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきました。今後、この取り組みがさらに広がっていくよう集団回収を実施していないマンションの管理組合等に対して働きかけをしていきます。また、取り組みや活動状況を PR するとともに、小規模事業所の参加について地域コミュニティづくりの観点から、集団回収システムの見直しを検討していきます。

(2)施設および機能の充実

2-8. リサイクルセンターのあり方の検討 【新規】

現在、区民のごみ減量とリサイクル活動の施設として、「リサイクルセンター鎌倉橋」を開設しています。清掃事業所の機能更新に合わせてこの施設を①中古品・不用品の修理・再生の場としての機能、②再生品の展示・提供の場としての機能、③環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能、④集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能と4つの機能に特化し、区の情報発信基地として再整備など、リサイクルセンターのあり方について検討します。

2-9. スマートごみ箱の検討 【新規】

本区には海外からの来街者が多く訪れる秋葉原があります。外国人に対してルールの啓発を行うことはもちろんのことですが、やはりポイ捨ては避けられない状況です。そこで、ごみ箱の設置場所を戦略的に考え、観光客がごみを捨てやすい環境を整えることも必要です。その際は、ごみ箱のオーバーフローを防ぐため、センサーを使ってごみの量を測定し、職員等に通知する仕組みをもったスマートごみ箱の導入を検討します。



スマートごみ箱

2-10. 共同での資源回収システムの構築【新規】

小規模事業者においては、個別では廃棄物の量も少なく、リサイクルするコストが嵩み断念している事業所が多くなっています。そこで、例えば生ごみや段ボール等再資源化できる廃棄物を区がコーディネーターとなり、リサイクル業者・収集業者・商店街等小規模事業者を結ぶシステムの構築を検討します。

2-11. 環境配慮型清掃車両の導入促進【継続】

ごみを収集・運搬し、清掃工場に搬送する過程で大量の二酸化炭素(CO₂)が排出されます。このため、区では清掃車両の一部にハイブリッド清掃車両を導入しています。車両の買い替え等に当たっては、ZEV車を始め、更新時点で最も環境性能に優れた車両の導入を図ります。

(3)その他の資源循環施策

2-12. 使用済小型家電の回収【継続】

小型家電リサイクル法の施行に伴い、今まで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電機器等の中から、レアメタル等の金属やプラスチックなどの資源を回収して再生利用を促進します。

2-13. 園芸土の資源回収【継続】

園芸土は、本来自然物であり廃棄物ではないため、収集対象ではありません。しかし、都心の暮らしの中では、処理に困る人が多いのも実状です。土を回収し、また再生利用できるように処理する方法など、仕組みづくりに向けて取り組みます。

2-14. 不燃物からの有害物を分別【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、水銀を使用した蛍光管・体温計・電池などが混入されています。特に、水銀については、水俣条約が採択されたこともあり、適切な処理が求められています。これまで有害物質を不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から分別し、再生利用を推進します。

2-15. 不燃物からの資源物を分別【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、プラスチック類や小型家電など資源として再生利用できるものが含まれている場合があります。これまで不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から金属やプラスチックなどを分別し、再生利用するよう検討します。

2-16. 生ごみ（厨芥類）のリサイクル 【新規】

燃やすごみの約2割以上を生ごみ(厨芥類)が占めています。現状、区は家庭で処理する生ごみ処理機の購入を助成し、生ごみの削減を推進していますが、都心の生活環境から、堆肥の使い道等も難しいこともあり、今後は堆肥化に限らず、メタンガス化やコムハム菌を使用した消滅化等様々な手法を検討し、実現に向けて取り組んでいきます。

2-17. 使用済紙おむつのリサイクル 【新規】

今後、高齢化に伴い、使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれます。そこで、今後に向けて、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月)」を参考に、資源回収やリサイクルの実施の検討を進めます。

2-18. 千代田区にふさわしい循環圏の構築 【継続】

本区内の「神田古書店街」では古本を、「秋葉原」では中古パソコン、パーツ、スマートフォン、ゲーム、CD 等を取り扱う店も多数あります。さらに、御茶ノ水楽器街においても、中古ギターなどの楽器を取り扱う店が多数あります。本区外から神田神保町や秋葉原、御茶ノ水等を訪れ、不要となった品物を売り、他の来街者が中古品を購入していくことが定着しています。また、区内の大学等では、学生間における不用品リサイクルなどに取り組んでいるところもあります。こうしたリユース文化が根付いている地域特性を活かし、企業や大学等と連携・協働しながら、情報を発信し、地域循環圏の拠点としてアピールしていきます。

4.3 ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

(1)コミュニティおよび協働の推進

3-1. 地域コミュニティとの協働 【継続】

ごみの減量を推進するためには、住民や事業者など、ごみを排出する人たちの理解と協力が不可欠です。町会や自治会、環境ボランティアなど既存のコミュニティだけでなく、様々な機会を利用して行政情報を発信するとともに、住民の意見を清掃行政に反映できるようにすることが必要です。自分たちのまちは、自分たちできれいにするという意識を持って、排出抑制、限りある資源の有効活用、環境美化などの取り組みを推進します。



神田駅周辺商店街の一斉清掃で集まったごみ

3-2. 企業や NPO、大学等との連携と協働 【拡充】

ごみ減量と資源循環の推進のためには、企業や NPO、大学等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、総合的な取り組みを進めていく必要があります。区は、各主体のごみの発生抑制などへの取り組みを紹介する場や機会を設けるとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。そして、企業、NPO、大学等の連携・協働を図り、各主体間の自主的な取り組みをさらに発展させ、一層のごみの減量と資源循環を推進していきます。その一環として、食品ロス削減と脱プラの両立プロジェクトである「mottECO 普及推進コンソーシアム」等の先進的な取組の参加も検討します。

3-3. 公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり 【継続】

海外からの来街者や宿泊客に向けたごみ・資源の排出ルールについて、多言語対応の看板設置やピクトグラムを使用したわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえた更なる公共空間の美化活動について検討を進めていきます。

3-4. 千代田エコシステム（CES）の推進 【継続】

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」の実現や地球温暖化対策推進を目標に区民や事業者等多くの人々と「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を目指し、本区が独自に構築した環境マネジメントシステムである、千代田エコシステム(CES)を CES 推進協議会と連携して、推進していきます。千代田エコシステムでは、ごみの排出量を定期的に把握することで、ごみ削減を促しています。

3-5. 地域や学校の情報交流 【継続】

循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集・支援し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。

3-6. CCC（千代田・クリーンアップ・クルー）活動 【継続】

環境美化の一環として、ごみの収集作業時に集積所とその周りに落ちているごみの清掃活動を行うことにより、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

3-7. ごみ削減に向けて区民アイデアコンテストの開催 【新規】

コンテストでは、区内のごみ発生抑制や資源循環に役立つ独創的で実現可能なアイデアを幅広く募集し、区民の意識を高めながら地域全体でごみ削減を目指します。区民の視点から多様な提案を期待し、優れたアイデアには区長賞などの表彰を行います。また、入賞アイデアは区内で試験導入され、その成果を区の広報誌や SNS で紹介しながら普及を図ります。また、区で実践できない取組に関しては区内のメーカー等に発信もしていきます。

(2) 教育と普及啓発

3-8. 環境教育等における PR 【継続】

学校のカリキュラムやオープンキャンパス等において、区の取り組みを紹介し、ごみの発生抑制・再利用・再生利用のあり方について、理解と協力を求めます。

3-9. イベント等を通じた環境学習の推進 【継続】

ちよだ環境フェア、リサイクル施設見学会、環境講座等を開催し、実体験を通して具体的な行動を習得する機会を増やします。

3-10. 環境学習・環境教育の推進 【継続】

子どもへの環境学習・環境教育は、次世代を担う人材育成につながるだけでなく、学んだ成果は家庭への波及効果が見込めます。各学校における総合的学習や食育をはじめ、様々な教科での学習やイベントなどの様々な機会を捉え、子どもたちが学び、自ら環境配慮活動を実践できるよう働きかけていきます。また、実際に清掃職員等が講師として登壇し、よりリアリティーのある講義を行い、清掃やごみ問題の意識向上に努めます。

3-11. 区役所職員に対する意識醸成 【新規】

職員の環境意識を改革し、区民の模範となるため、職場内でのマイボトル使用を奨励し、ペットボトル廃棄の削減を図ります。また、ごみ分別の徹底を通じてリサイクル率向上を目指し、日々の行動が環境保全に直接つながる意識を醸成します。さらに、使い捨てプラスチックの使用削減を進め、持続可能な職場づくりに貢献し、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を意識するきっかけを提供し、区民に対する良いお手本となることを目指します。

3-12. 普及啓発活動の推進 【継続】

環境学習に向けて、年齢層に合わせたより分かりやすい、子ども向けパンフレットを作成するとともに、国や都、業界団体等の作成しているパンフレットなどのツールを有効に活用して、3R や環境に関する普及・啓発を行っていきます。

(3) 情報発信の強化

3-13. ごみ分別アプリ「分けちよ！」の機能拡充 【拡充】

平成 27 年8月からごみ分別アプリ「分けちよ！」を導入しましたが、今後は区からの情報提供の通知や楽しくリサイクルを学べるゲーム、不法投棄などの場所を位置情報とともに区民が区に報告できる「通報機能」の追加等、より機能的なサービスの拡充を検討します。

3-14. 広告型給水スポットステーションによる脱ペットボトル 【新規】

ペットボトルごみの削減のため、マイボトルに給水できる給水スポットステーションの区有施設への設置を推進します。給水スポットステーションには区民の意識改革に効果的な広告を掲載して、区民にマイボトルの持参を促します。給水スポットの流量計に記録された給水量をもとに、削減されたペットボトルごみの量と削減二酸化炭素(CO₂)量を算出し、区民に PR します。

3-15. 都と連携した資源循環施策 【拡充】

区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討する「共同検討会」において、引き続き、検討事項毎の取組内容案や今後の展開の方向性を検討していきます。

3-16. 全国食品ロス削減大会の招致 【新規】

全国食品ロス削減大会を招致し、地域全体で食品ロス削減の意識と取り組みを強化します。本大会の招致により、区が食品ロス削減において先進的な役割を果たすことを目指し、区民、事業所、区が一体となって取り組む機会を創出します。

3-17. メディアを通じた啓発活動の推進 【新規】

各種メディアを通じて、ごみ削減と気候変動の関連性を広く伝える啓発活動を強化します。「ごみを減らすことが二酸化炭素(CO2)削減に繋がる」ことをわかりやすく発信し、区民の日常生活においてごみ削減を実践する動機を高めます。さらに、気温上昇や自然災害のリスク軽減も訴え、区民全体の環境意識を向上させます。

3-18. 広報の充実 【拡充】

広報の充実として、区広報やホームページ、ちよだりサイクル情報紙を活用し、本区のごみの現状や分別方法、日常生活や事業活動での取り組みについて、わかりやすく情報を発信します。特に、分別の必要性やその重要性を伝えることで、区民が自発的に取り組めるよう啓発を強化するとともに、『ごみ処理コストの見える化』にも積極的に取り組みます。また、多くの外国人が居住する本区では、『資源とごみの分け方・出し方』冊子の外国語版(英語・フランス語・中国語・韓国語)を引き続き作成し、図解などを用いてわかりやすく工夫することで、分別とごみの減量・資源に関する意識啓発を進めます。

また、区内事業者に対しても、ごみ減量による経済効果や温室効果ガス削減効果等の情報を幅広く周知し、事業者の取り組みが促進する啓発に取り組んでいきます。

5.4 事業系ごみの更なる削減

(1)事業系の紙ごみや生ごみの削減

4-1. 事業系古紙回収協力事業所制度の検討【新規】

現状、焼却されている事業系古紙の着実な資源化を進めるために、既存古紙回収業者や古紙リサイクル事業所等の古紙資源化施設へ確実に古紙が流れる制度の検討を行います。具体的には、古紙受入施設の確保や関係事業者との協議を進めていきます。

4-2. 機密文書処理の支援検討【新規】

多くの事業所ではすでに古紙のリサイクルは実施していますが、一方シュレッター紙のリサイクルがあまり進んでいないことが伺えます。要因として機密文書の処理が要因と考えられ、情報セキュリティや処理費用の観点からシュレッター紙の焼却処理することが多くなっています。そこで、機密文書を機密文書処理のリサイクル業者に依頼するための支援を検討します。

4-3. 食品廃棄物の発生抑制【新規】

飲食店では食べきりメニューの実施、3010 運動、mottECO の普及、食べきり協力店の普及、飲食店や食品小売店等での TABETE などアプリの活用を呼び掛けます。

4-4. 事業者と連携した食品ロスの削減【新規】

現状、生ごみの焼却量が多い事業者へ訪問し、生ごみの削減の要請に取り組んでいきます。また、食品ロス削減の仕組みやアイデアを持つ事業者等と連携し、実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、食品ロスの削減を図っていきます。

4-5. 食べ残しの持ち帰りの推進【新規】

外食やホテル事業者と連携し、食べ残しの持ち帰り(mottECO)の取り組みを推進します。特に中小や個人経営の飲食店にも参加を促すため、告知ツールの提供や FSC 認証紙製の専用持ち帰り容器の共同購入の検討、さらに啓発活動を展開していきます。これらの施策を進めるにあたり、「mottECO 普及推進コンソーシアム」等の先進取組を参考にし、必要に応じて参加や活用を検討します。

4-6. フードシェアリングの推進【新規】

そのままでは廃棄されてしまう食品を提供する事業者と購入希望者とのマッチングを行う ICT(情報通信技術)を活用したフードシェアリングサービスの活用を啓発していきます。

4-7. 食品廃棄物の循環システム【継続】

発生抑制の徹底の上で、排出された食品廃棄物は肥料化、飼料化やバイオマス化によりリサイクル100%を目指します。また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。

4-8. 事業系生ごみ処理機設置助成の創設【新規】

事業系ごみの中でも割合が多い食品廃棄物に関して、事業者単独、共同で生ごみ処理機を設置することで生ごみの削減等を図れることから、事業系生ごみ処理機の設置に関しての補助金制度を創設します。

4-9. 千代田区本庁舎食堂での生ごみの削減【新規】

区役所本庁舎の食堂において、生ごみが排出されないような取り組みを要請し、区職員も協力し、他の事業者の模範となる取り組みを推進します。

4-10. 事業者連携によるごみ削減推進プロジェクトの創設【新規】

区と事業者との連携を強化し、ごみ削減推進チームを結成します。情報交換会を定期開催し、先進的な事例や課題を共有するとともに、削減活動を実施します。また、目標設定や削減成果を可視化するデジタル技術の活用を推進し、効果的な取り組みを支援します。さらに、優良事業者の成功事例を広く普及し、他事業者の参加を促します。これにより、事業系ごみ削減を加速させていきます。

(2)事業者への対応

4-11. 事業用大規模建築物の指導強化【継続】

床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は、事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分なところには指導をしていきます。また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう、再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。

4-12. 事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度 【継続】

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃棄物管理建築物として表彰をしています。ホームページや事例集等で優良な取り組みを広めていきます。

4-13. 事業者の規模に応じた施策の展開 【継続】

事業系建築物については、床面積の規模に応じたごみの減量や分別・再資源化の取り組みを推進・指導していきます。区、NPO、あるいは新たに推進役を設け、事業者間の連携による資源循環を推進します。

4-14. 千代田エコシステム（CES）を活用した商業施設のエコマーク取得促進 【新規】

商業施設やテナントビルに対して「千代田エコシステム」を活用し、ごみ削減とリサイクルの推進を目的にエコマークの取得を促進します。特に、駅ビルや大型商業施設のデベロッパーと連携し、区の方針に基づいてごみの分別・再生処理を強化し、リニューアル時にはごみ処理システムの導入を奨励します。デベロッパーからの協力を得て、生ごみ削減など持続可能なごみ処理体制を構築し、エコマーク取得を目指します。

4-15. 事業所・商店街における資源化の推進 【継続】

事業所から排出されるごみについて、資源回収を促進するため、民間業者による回収、ちよだエコ・オフィス町内会等の回収ルートへの移行を推進します。特に、食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられており、食品ロスの削減及び食品残渣のリサイクルを促進するように働きかけます。

4-16. 小規模事業者の立ち入り指導 【継続】

適正な分別がされていない中小事業所が散見されています。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組んでいきます。

第7章 適正なごみ処理の推進

1. 収集・運搬計画

計画収集区域は、行政区域全域とします。家庭から排出されるごみの収集・運搬は、ステーション方式を継続しながら直営で進めていきます。また、事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らが処理施設に搬入することが原則となりますが、「千代田区有料ごみ処理券」は貼付したものは本区が収集・運搬することとします。ごみの収集・運搬方法を表5-1に示します。

表5-1 ごみの収集方法

分別区分			収集方式（排出場所）				収集回収
			ステーション回収	拠点回収		個別回収	
				集積所	ストックヤード	回収ボックス	
資源	紙類	新聞	○				集積所：週1回
		雑誌	○				
		段ボール	○				
		紙パック	○				
		その他の紙類	○				
	プラスチック		○				
	ペットボトル		○				
	缶		○				
	びん		○				
	廃食用油			○			ストックヤード：常設 ※事業所は利用不可
古布（古着）			○				
可燃ごみ			○				集積所：週2回
不燃ごみ			○				集積所：月2回
粗大ごみ						○	申込みにより随時
小型家電製品					○		回収ボックス：常設
蛍光管等			○				集積所：月2回

(1)分別区分

ごみ及び資源の分別収集は、表5-2に示す分別区分のとおり実施します。

なお、基本計画の進行状況に合わせて、分別区分を変更することがあります。

表5-2 ごみ・資源の分別区分

分別区分			ごみ・資源の種類
資源	紙類	新聞	新聞紙（折込広告・チラシ含む）
		雑誌	雑誌、パンフレット、コピー用紙等
		段ボール	段ボール
		紙パック	500m l 以上で内側が白色のもの
		その他の紙類	紙袋、包装紙、菓子箱、ティッシュペーパーの箱等
	プラスチック		プラスチック製容器包装、プラスチック製品
	ペットボトル		ペットボトル
	缶		飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
	びん		酢、めんつゆなどのびん、ドリンクびん、調味料のびん
	廃食用油		植物系、動物系
	古布（古着）		古布（衣類）
可燃ごみ			生ごみ、紙くず、紙おむつ、剪定枝、汚れたプラスチック類、ゴム製品、かばん、くつ等
不燃ごみ			金属類・刃物類、陶器、ガラス、小型家庭電化製品、資源で回収できないもの
粗大ごみ			布団、じゅうたん、テーブル、タンス、ストーブ、電子レンジ、ステレオ等
小型家電製品			小型家電製品（パソコンは除く）。
蛍光管等			蛍光管、スプレー缶、電池（乾電池・小型充電式電池）等

(2)排出ルール・分別徹底の指導強化

ごみに混入している資源を円滑に資源化し、ごみを適正に処理するために、広報紙等での普及啓発とともに、ごみの集積所での排出指導を強化し、排出ルールの遵守、ごみ分別の徹底を促進します。分別や排出日が守られない場合には、違反であることを示すシールの貼付と取り残しを行い、ルール違反者への適正排出指導を行います。

(3)効率的な収集運搬体制の整備

清掃工場など中間処理施設がない本区にとっては、中間処理施設が立地する他区の生活環境面への影響を最小限に抑えることが強く求められます。区のごみ収集運搬事業については、清掃車両の通行に伴う他区への影響を最小限にとどめるよう、効率的な収集運搬体制を整備します。

(4)災害時の適正処理の確保

令和5(2023)年3月に策定した「千代田区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生するごみ等の収集運搬計画を整備し、災害廃棄物の仮置場についても確保していきます。

また、東京都、他自治体、民間事業者等との協力体制を強固にし、災害時の適正処理について連携していきます。



区職員による災害派遣現場での様子

2.中間処理・最終処分計画

清掃一組での共同処理により経済的、効率的かつ安定的な処理・処分を行います。また、資源化に関しては、リサイクル技術、リサイクルルートを構築している民間事業者を活用し、活性化を図ります。

(1)可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理

●共同処理の継続

清掃一組による可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの共同処理を継続し、適正処理を推進します。

●清掃一組への要望

各区が負担する清掃一組の分担金については、各区が排出するごみ量や清掃工場等の処理原価等が反映されることになることから、焼却炉の高効率発電化や搬入時の不適正物検査の徹底を求め、清掃工場等の効率的な運営について働きかけます。

(2)最終処分

中間処理後に発生する焼却残渣、不燃ごみ及び粗大ごみの処理後に発生する不燃性残渣については、引き続き東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分を行います。しかしながら、現在埋立作業が行われている新海面処分場は23区の最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量や資源化の取組を積極的に推進していく必要があります。

(3)資源物の中間処理

資源物については、効率性や経済性を考慮するとともに、優れた処理技術、安定・確実なリサイクルルートをもった民間事業者を活用し、安定した再生利用を継続します。

(4)適正処理困難物への対応

タイヤや消火器など、清掃工場で処理できないごみについては、メーカーや関連する業界団体への引き取りを要請します。また、今後は技術の進歩による新たな素材や製品の開発などに伴い、従来の処理体制では適正処理が困難な廃棄物への対応が懸念されます。国や東京都、清掃一組の動向などを踏まえながら分別方法の検討を進めます。

3.区の実施体制の整備

(1)清掃事務所機能の検討

千代田清掃事務所は、昭和 57 年に開設されてから約 40 年が経過しており、建物自体の老朽化が進んでいます。また、三崎中継所も昭和 61 年に開設されており、老朽化が進んでいます。施設の更新にあたって、新たに付加する機能等について、総合的に検討していきます。

(2)執行体制の整備

業務の効率化や区民サービス向上の観点を考慮しながら、清掃事業を円滑に進めるため、職員の適正配置及び育成を行っていきます。

第8章 計画の進行管理

1.推進体制

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」の実現に向け、4つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区が協働に推進していく必要があります。

(1)区民・事業者・区の役割

●区民の役割

- ごみ・資源の発生抑制・再使用に積極的に取り組みます。
- 再生利用を進めるため、ごみ・資源の分別に取り組むとともに、排出の際のルールやマナーを遵守します。
- ごみの減量・資源化を目的とする集団資源回収などの活動へ積極的に参加します。
- 環境に配慮された製品を購入するなど、日常生活の中で環境負荷の低減に努めます。

●事業者の役割

- 拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の設計から使用後までのライフサイクル全体に配慮した事業活動に努めます。
- ごみ・資源の発生抑制・再使用に積極的に取り組みます。
- 事業活動に伴うごみについては、事業者自らの責任において適正に処理するとともに、資源化の推進に努めます。

●区の役割

- 区民や事業者に対して、ごみの減量・資源化に関するわかりやすい情報提供や効果的な普及啓発に努めます。
- ごみの減量・資源化が推進される仕組みづくりを進めます。
- 区民や事業者の規範となるよう、率先してごみの減量・資源化の取り組みを実施します。
- 国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけを継続します。

(2)千代田みらいくる会議の活用

区民、事業者の代表等で構成される本会議において、ごみの減量・3Rを一層推進するための新たな取り組みに関して、協議し、提言を行うなど基本計画の推進を図ります。

(3)一般廃棄物減量等推進審議会を活用

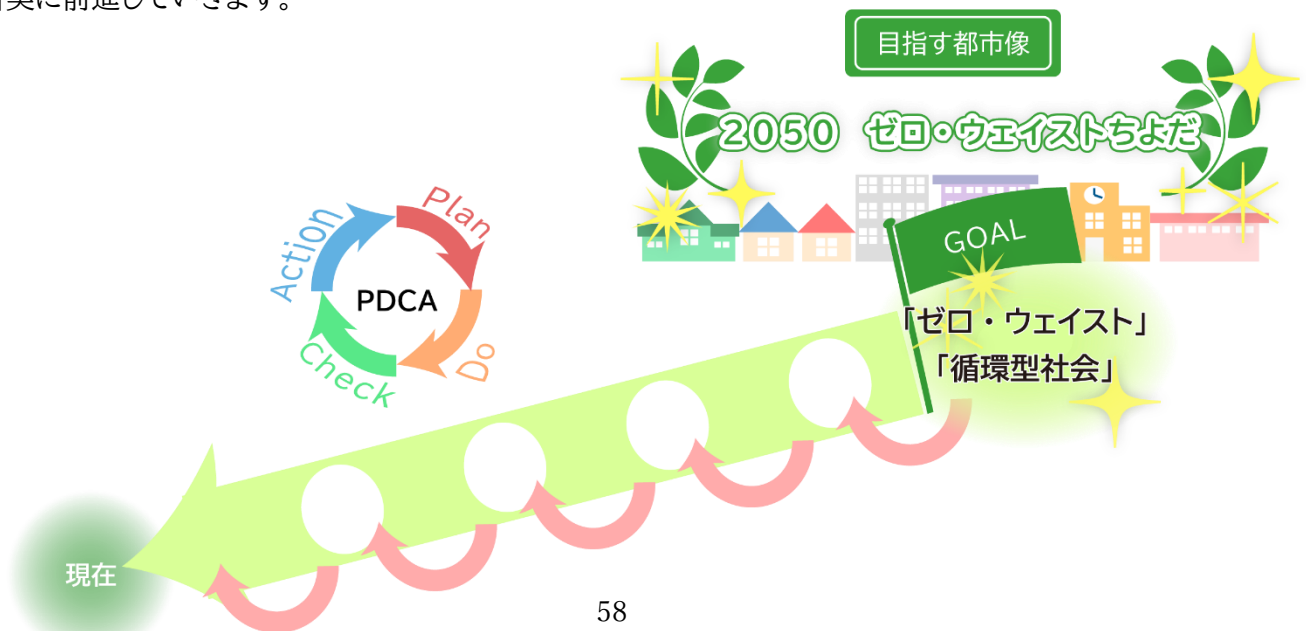
専門家、学識経験者等で構成される本審議会において、専門的な立場から本区の清掃・リサイクルのあり方や基本計画に基づく取り組みの評価等について、審議を行います。

2.計画の進行管理

本区では、持続可能な「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」を実現するため、計画の進行管理においてバックキャスティングの手法を活用します。バックキャスティングとは、目指すべき理想の未来像をまず明確にし、その実現に向けて現在からどのような具体的なステップを踏むべきかを逆算して計画を策定する手法です。この手法は、SDGs(持続可能な開発目標)においても用いられており、未来の目標から逆算して現在の行動を導き出すアプローチです。

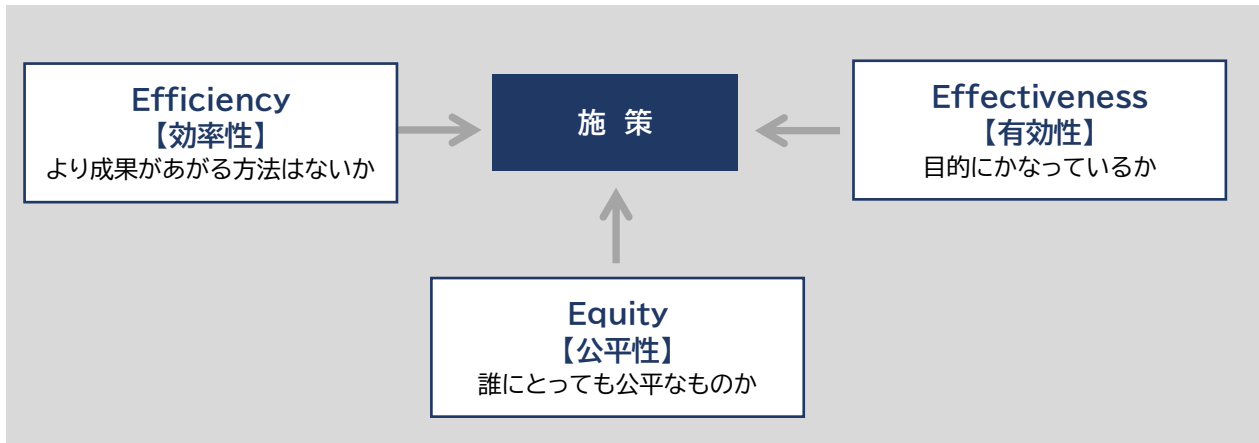
本計画では、ゼロ・ウェイストと資源循環の達成を最終ゴールとして掲げ、その実現に向けて、区民・事業者・行政がどのように協力し、段階的に進めていくかを逆算して考えます。また、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を取り入れることで、進捗を定期的に評価し、必要に応じて改善を図る柔軟な進行管理を行います。PDCA サイクルの実施により、計画の実効性を高め、具体的な成果を積み上げていくことが可能となります。

バックキャスティングに基づき長期的なビジョンを描きつつ、PDCA サイクルを活用して現実的かつ持続的な進行管理を行い、本区が「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」と資源循環型社会の実現に向けて着実に前進していきます。



また、ごみ削減のための手段については、アウトプット(削減に向けた具体的な活動や施策)の管理に加え、その成果であるアウトカム(削減後の社会的・環境的な影響)も重視した対策を検討します。これにより、単なる教育による意識変容にとどまらず、削減後の持続可能な効果を生む仕組みづくりを目指します。

行政評価においても、アウトプットだけでなく、アウトカムを見据えた施策が重要視されており、特に3E(Efficiency【効率性】、Effectiveness【有効性】、Equity【公平性】)の観点から、効果的かつ公平なごみ削減対策を推進します。



第9章 生活排水処理基本計画

1.現状

本区の下水化率 100%であり、現状し尿汲み取り便槽はありません。

2.取り組み

本区における生活排水は、基本的に公共下水道により処理します。また、区が居住用と認めた建築物から排出された「デスポーザー汚でい」は、清掃一組の施設で処理されます。その他、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚でい」「仮設トイレのし尿」「浄化槽汚でい」については、排出事業者の責任に基づき、民間処理施設において処理されます。